

平成18年12月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成18年12月6日

○出席議員 21人

1番 土屋 元 君	2番 佐藤 啓史 君	4番 渡辺 伊三郎 君
5番 松崎 栄二 君	6番 刈込 欣一 君	7番 末吉 定夫 君
8番 黒川 民雄 君	9番 渡辺 玄正 君	10番 寺尾 重雄 君
11番 高橋 秀男 君	12番 板橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八代 一雄 君	15番 児安 利之 君	16番 渡辺 利夫 君
17番 佐藤 浩寿 君	18番 滝口 敏夫 君	19番 伊丹 富夫 君
20番 水野 正美 君	21番 岩瀬 義信 君	22番 深井 義典 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平 輝夫 君	助役 杉本 栄 君
収入役 江沢 始一 君	教育長 松本 昭男 君
総務課長 西川 幸男 君	企画課長 藤江 信義 君
財政課長 関 重夫 君	課税課長 乾 康信 君
収納課長 鈴木 克巳 君	市民課長 滝本 幸三 君
介護健康課長 関 修 君	環境防災課長 田原 彰 君
清掃センター所長 酒井 正広 君	都市建設課長 三上 鉄夫 君
農林水産課長 岩瀬 章 君	観光商工課長 守沢 孝彦 君
福祉事務所長 小柴 章夫 君	水道課長 藤平 光雄 君
会計課長 岩瀬 武 君	教育課長 渡辺 恵一 君
社会教育課長 佐藤 光男 君	学校給食共同調理場所長 中村 一夫 君
農業委員会 酒井 明 君	
事務局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川又 昌昶 君 議事係 長 目羅 洋美 君

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

平成18年12月6日（水） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は21人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（水野正美君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔15番 児安利之君登壇〕

○15番（児安利之君）私は、市長の政治姿勢についてをまず質問し、第2に教育問題について教育長に質問いたします。

政治姿勢についての第1は、市町村合併問題についてであります。合併特例法の旧法が実質1年延長の末、今年の3月に期限が切れました。政府は、2000年、平成12年の閣議決定で、当時、全国で3,200余りあった市町村を1,000にすることを目標とし、事実上、押しつけ的な手法を用いながら合併を進めていたと私は思っております。しかし、それが結果として1,820自治体ですので、その達成率は約60%にとどまっており、昭和の大合併での98%の達成率から見れば大変低いものとなっているわけであります。

道州制を目指して市町村合併を後押ししている財界の要求は300の基礎自治体であることはご承知のとおりであります。この要求からすれば、さらに市町村合併を進めなければならない。市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併新法ができた背景は、まさに私はここにあるというふうに認識しているものであります。

改めて合併新法の特徴について見てみますと、その第1は、2005年から2010年3月末日までの5カ年間の時限立法であること、そして、議員の在任特例や地方税の不均一課税、人口3万人特例など、旧法の特例措置は存続されますが、合併特例債は廃止となるのであります。また、合併算定代替特例は旧法では10年間は合併前と同じ算定方法だったものが、新法では5年となるのであります。したがって、自治体としての財政的なうまみは旧法と比べるとないと言えらると思ひます。

第2の合併新法の問題は、推進方策であります。それは、第1に総務大臣による基本指針が策定され、2番目に都道府県による構想が策定され、3番目に都道府県知事による市町村長への合併協議会設置の勧告があり、勧告を受けた市町村長は合併協議会設置を議会にかける、そして

し否決された場合、住民の6分の1以上の署名、または市町村長が住民投票を請求することができるという方策となっているわけであります。この推進方策は強制力を伴うことになるわけであります。既に総務大臣による基本指針は、自立的な市町村の合併を推進するための基本的な指針として昨年5月31日に策定されております。内容は、ある意味、強制力がついたとはいえ、文言上では「自主的」が残っておって、合併の是非を決めるのは自治体であり、住民であることには変わりありません。

さて、11月14日付千葉日報で、「40市町村を10市に合併 第2ステージ 県、審議会に組み合わせ案」という見出しで報道されました。「平成合併の第2ステージで、県は13日、市町村の組み合わせを柱とする合併推進構想案をまとめ、県市町村合併推進審議会に示した。構想案では、県内56市町村のうち10地域40市町村に対し、自主的な合併推進が必要として、合併の組み合わせ案を提示。東葛飾・葛南地域については組み合わせこそ示さなかったが、さらなるステップアップに向け、政令市移行を目標とすべきとの県の考えを初めて明らかにした。」このようにも報道しているところであります。

また、今回まとめた構想案に対し、県は、今月中旬、つまり11月中旬から1カ月間のパブリックコメントを募集し、12月下旬の審議会で答申を得た後、年内に構想を策定する、このようにも報道されたところであります。

以上の流れから見ると、来年早々には県の構想に基づいて、県が示した合併の組み合わせ案、勝浦で言えば、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、この2市2町の案による合併のための協議会設置の勧告がなされることは十分に予想できるところであります。既に全世帯に新聞折り込みで「県民だより」12月号が配られ、その特集記事として、第2ステージの合併を考えようという記事が掲載されているのを見ても、この流れは当然やってくるだろうというふうに思うわけがあります。

今、既に合併した自治体から、こんなはずではなかった、あるいは合併特例債を活用して大事業ができると期待したのに、三位一体の改革の影響で歳入が見込みよりも大幅に減り、新規事業の展開どころか、4年間で市の職員を4分の1も削る計画を立てざるを得なくなったというようなある自治体とか、また住民からは、役場が遠くなったとか、議員が減って自分たちの声が届かないとか、町長だとすぐに会えたが、市長になったらなかなか会えないなどなど、さまざまな声が聞こえてきているのが実態であります。市長は、このような国、県の流れ、あるいは動き、既に合併した市町村の自治体の声、あるいはそこに住む住民の声、これらを踏まえて、どのような立場で勝浦のまちづくりをこれから進めようとしているのか。あるいはまた、国、県の動きに対して、どう対処しようとしているのか、まず、その点について何うものであります。

政治姿勢の第2は、来年度予算編成に向けての問題であります。2007年度予算編成に関連して幾つか質問したいと思います。9月定例議会でも述べましたが、私どもが今行っている勝浦市政に対する市民アンケートは、市民の皆さんの協力によって、現在、300通を超える回答と、1,000件を超える要望や意見が寄せられてきているところであります。まだその集約については中間集約であります。特に要望の多いものや切実な事項について、問題を市長に提起し、ぜひとも来年度予算に組み込むよう強く求めるものであります。また、残る要望については、改めて予算要望書にまとめ、近々、市長にその実現方を求めたいと思っております。

まず第1は、就学前乳幼児医療費の完全無料化についてであります。県下の状況を見ると、56

市町村中、ゼロ歳から集学前の乳幼児を入院、通院を問わず助成対象としている自治体は21で全体の37%、3歳児未満を入院、通院を問わず助成対象としている自治体が36で63%と、現時点でなっています。さらに近隣市や町を見ると、この前も言いましたが、いすみ市、大多喜町では既に就学前まで入・通院を問わず無料となっており、勝浦市と同様に自己負担金は市の独自基準を設けて無料となっているのが現実であります。

このような県下の状況の中で、9月定例会での私の一般質問の答弁の中で市長は、「乳幼児医療費の助成対象の見直しについては、財政上、予算編成に非常に現在、全体として苦慮しているところであるが、私の考えとして、福祉、教育、これは将来のこの勝浦市の人材をつくる上でも、また市民生活を安定させるためにも必要なことと考えておりますので、前向きに取り組んでまい、そう考えております」と、議事録から抜粋いたしましたが、そう答弁されているところであります。私は、市政アンケートの中でも、若いお母さん方から寄せられた切々とした訴えにこたえるためにも、助成対象の拡大について、再び強く要望するものであります。市長の答弁を求めます。

次に、国道128号線出水地先、塩田病院付近の歩道及び側溝改良事業についてであります。私も、過去数年来、市の都市建設課を窓口として、夷隅地域整備センターに対して、旧大原土木事務所ですが、その改良方の要望を毎年行っていました。県の実施計画を見ますと、勝浦警察署から勝浦中学校上り坂までは、平成15年から16年で完了しております。目視しても、それは完了しております。反対側のコスモ石油スタンドから勝浦保健所までは平成17年度で終了し、現在、保健所駐車場から塩田病院の正面玄関付近が平成18年度事業として、つい先ほどまで行われておりましたが、今日の時点では完成したように見受けられます。

しかし、塩田病院への通院患者や、スーパーへ買い物へ行く、特に高齢者とか障害者の方々の強い要望である勝浦市役所上り坂口までの改良については、県の計画では平成19年、20年、21年と3カ年の計画となっているわけであり。たったあれだけの地域を3カ年かけて完成するという計画であります。地域住民は一日も早い改良を切望していることから、19年～21年の3カ年事業をできるだけ前倒しして、一日も早くこの側溝改良と歩道改良をするように県に強く働きかけるように要望するものであります。この未改良の段階では、よろよろと穴にはまって転げて、あわや上りから来た車にひかれそうになったお年寄りとか、あるいは転んでかなり大けがを負ったお年寄りとか、人命や障害を受けるというような、非常に危険な状況にあるということもつけ加えさせていただきますが、市長はこの前倒しの働きかけについて、強くそれを求めていく気持ちがあるのかどうか、答弁をいただきたいと思います。

あわせて、国道297号線、新戸地先、旧新戸小学校前の拡幅と歩道の整備についてであります。この件については、実は30年来の懸案であって、これを容易に解決するものではないというふうなことも私は承知しております。しかしながら、付近住民はもちろんのこと、通行する車両の安全の上からも、地主の協力と了解を得て早期に改善されるように整備センターへ強く働きかけるよう、これも市長に要望いたしますが、答弁を求めます。

次に、国民健康保険について、9月定例会を受けて再度質問をし、来年度予算に要望が生かされるよう望むものであります。去る6月14日の国会で、医療制度改革法が可決、成立いたしました。この改革法は、高齢者、重症者への負担増を強いるものであって、医療病床の削減で高齢者を追い出し、後期高齢者医療制度の新設で保険料取り立てと給付切り捨てを生み出す、まさに改

革どころか改悪法と言わざるを得ないわけであります。ことしの10月から70歳以上で現役並み所得とされる全国で対象人員 200万人の窓口負担が3割になって、さらに2008年からは低所得者も含め、70歳～74歳の窓口負担が2割に値上げをされます。入院は10月から療養病床に入院する70歳以上の患者の食費、居住費の負担増が行われ、調理コスト、水、光熱費が加わって、住民税課税の人で月3万円もの負担増となったわけであります。高齢者だけではありません。高額療養費制度もこの10月から改悪され、住民税課税の現役世代でこれまでの負担上限が7万2,300円プラス医療費掛ける1%が8万100円プラス医療費掛ける1%に引き上げられました。70歳以上の自己負担限度額も大幅に引き上げられたわけであります。

こんな、次から次へと改悪による医療費削減は本当に怒りを禁じ得ないわけであります。現に今、市政アンケートの中でも、かつてなく不満と怒りが大きく感じられる回答がたくさん寄せられているところであります。こんなときこそ、まさに市政が市民の健康と暮らし、命を守る、そういう上から施策を行う必要があるのではないのでしょうか。県下56市町村の勝浦市の国保税の滞納世帯の順位は19位で、滞納率は16.3%であります。これに対して、資格証明書の発行順位は23位で、発行率は2.39%、短期保険証発行順位は9位で、発行率は3.65%であります。この数字から見ると、既に担税力の限界を超えている被保険者、つまり、払いたくても払い切れない、そういう部分がかなり生まれていると思われるのであります。

県下を見渡すと、保険料あるいは保険税の滞納があるところでも、資格証をただの1枚も発行していない自治体、例えば長生郡内の一の宮、睦沢、白子、長南、長生、長柄などは、税の滞納率が8%から19%もありながら、資格証を発行しておりません。少なくとも18年度。私の調査では、勝浦市の18年度の医療分の調定額9万956円は、私の調査では、我孫子、四街道に次ぐ、県下で高い方から第3位という税額になっているわけであります。来年度予算編成に当たっては、市長の決断と工夫によって税の軽減と資格証発行の削減を実行されるよう強く求めるものであります。市長の答弁を伺いたいと思います。

次に、教育問題であります。2点目の教育問題について、教育長の見解を求めたいと思います。

その第1は、現在、国会で最大の焦点の1つとなっている教育基本法の改正、私に言わせれば改悪の教育基本法についてであります。今、国会に政府が提出している改定案の何よりも重大な問題は、これまでの子供たち一人一人の人格の完成を目指す教育から、国策に従う人間をつくる教育へと、教育の根本目的を180度転換させようとしているところにあると思います。政府の改定案は、基本法に新たに第2条をつくり、教育の目標として、国を愛する態度など、20に及ぶ特目を列挙し、その目標の達成を学校や教職員、子供たちに義務づけようとしております。そのことは、改定案の第5条、義務教育でも、第6条、学校教育でも、さらに具体的に明記されております。ここに上げられている特目それ自体には、当然のこのように見えるものもありますが、問題は、それを法律に書き込み、政府が強制することが許されるのかということであると思います。法律の中に教育の目標として詳細な特目を書き込み、〇〇の態度を養うとして、その達成を義務づけられ、学校で具体的な態度が評価されるようになったらどうなるのでしょうか。時々の政府の意思によって特定の内容の価値観が子供たちに強制され、子供たちのやわらかい心が政府がつくる特定の鋳型にはめ込まれてしまう、そういうことになるわけであります。これが憲法19条が保障した思想、良心、内心の自由を踏みにじることになることは明らかであります。

東京大学の基礎学力研究開発センターというところがあるそうですが、その調査によると、

全国の公立小・中学校の校長の66%が政府の教育基本法改正案に反対しているのが現状であり、さらに教育改革タウンミーティングでの、あのやらせ質問問題は、政府、文部科学省の法案提出者としての資格を問われるものであり、さらに採決など論外と言わざるを得ません。勝浦市の教育行政の責任者として、この教育基本法改悪案について、どのような見解を持っておられるのか、まず教育長の見解を伺いたいと思います。

第2に、教育基本法改定は子供たちにどう影響するのか。現在、全国的な大問題となっている子供のいじめ、自殺問題解決のために有効にこの改革が働くのかという問題であります。教育問題を扱っているある識者は、改正案は教育を国家に役立つ国民を育成する手段に変えようとしており、激しい競争によるストレスの増加、それと競争教育による横のつながりの希薄化になって、いじめ解決を難しくする、そのように言っております。教育長は、この点についてどう考えるのか、あわせて伺いたいと思います。

第3に、勝浦市内の小・中学校においてのいじめ、あるいは、そこまでいかなくても、自殺の徴候などはないのかどうか。調査されていれば、その内容について伺いたいと思います。同時に、この問題に対する対処方、対策についても伺っておきたいと思います。

教育問題の2点目は、放課後子どもプランの問題であります。放課後子どもプランは、文部科学省の地域子ども教室と厚生労働省の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の両放課後対策事業の連携であるとされており、今年5月9日に少子化対策、文部科学、厚生労働の3大臣による合意としてその創設が発表されたことは、教育長、ご存じのとおりであります。文科省と厚労省は、プランの基本的な方向として、教育委員会が主導して、福祉部局との連携のもとに、一体的、あるいは連携して実施する。そして、各市町村では、校長または教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。そして、同プランはできる限り小学校内で実施することとする。当面、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努める。プランの活動にかかわる関係者は、福祉部局職員、教職員を目指す大学生、退職教員、地域のボランティアなどを活用することなどを掲げているわけであります。そして、具体的な連携方法や予算上の措置などについては、2007年度概算要求発表まで、つまり8月下旬までに両方で検討することとしているわけであります。

去る11月28日に勝浦市の社会教育委員会議が開催され、平成19年度社会教育事業計画案が審議されたところであります。その計画の中で、青少年健全育成事業のうち、(8)で放課後子ども教室が新規事業として提起され、その説明では、今までの地域子ども教室推進事業が18年度で終わり、これにかわるものとして、放課後子どもプランとしての子ども教室であるとのことであります。

その一方で、今、定例会でも条例提案されている総野地域へのふさの放課後ルームが追加され、続いて次年度以降に上野地域へもつくられる予定と聞いております。私はかねがね、すべての小学校区へ学童保育をと主張してまいりましたが、今回の放課後子どもプランと学童保育との一元化ではなくて、両事業の充実こそが重要であって、両事業ともすべての小学校区での実施を目標とすべきだと考えるものであります。教育長、あるいは福祉事務担当として、この両事業をどのように進めていこうとしているのか、この点をまず伺っておきます。

最後に、認定子ども園について伺います。去る9月定例会に出された勝浦幼稚園の認定子ども園への移行について、教育長は、「県の状況や関係各課と調整を図りながら検討していきたい」、

議事録から、このように答弁していることを見ました。そもそも認定子ども園とは、教育、保育を一体的に提供する、子育て支援を行う、こういう2つの機能を持つとされ、都道府県ごとの認定基準に基づいて認定され、施行は10月1日とされておりました。認定子ども園という新しい制度は、小泉内閣の財政負担削減、市場原理の導入という目的から検討されたという背景があると言われております。

問題点として、幼稚園、保育所の国基準を下回る認定基準を許容するものになりはしないか、あるいは直接契約制度の導入によって保育を必要としている子供たちへの法的責任が明確にされておらず、公的保育制度を崩すことになりはしないか、調理場や運動場の必置義務はどうなっていくのかなど、上げられているところであります。私は、今、子供の教育、あるいは保育について、勝浦市において最も必要なことは、認定子ども園ということではなしに、むしろ全体として老朽化している保育園舎を、場合によっては統合することも含めて、もちろん統合した場合の送迎手段を市が責任を持つことは当然の前提条件になりますが、この老朽化した園舎を建てかえを検討し、何よりも父母の願いにこたえる長時間保育、ゼロ歳児保育のこの内容の一層の充実を図ることこそが必要であると思うわけであります。そして本当に若いお母さんやお父さんたちに実際に役に立つ保育行政を確立することが大切だと思ふものであります。担当者の答弁を求めて1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの児安議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、市町村合併について申し上げます。県では、分権型社会における基礎自治体のあるべき姿の実現を目指し、昨年度から新合併特例法に基づく仮称・千葉県市町村合併推進構想の策定を進めており、千葉県市町村合併推進審議会での審議を経て構想（案）を公表いたしました。この構想（案）では、10地域40市町村を自主的な市町村の合併を推進する必要がある市町村とし、勝浦市については、いすみ市、大多喜町、御宿町との2市2町の組み合わせが示されました。

県では、現在、この構想（案）について、パブリックコメントを実施しており、12月下旬に審議会の答申を経た上で、年内に構想を策定する予定と伺っております。

今回の内容については、議員ご指摘のように市町村の合併の特例等に関する法律の中で、県は自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとされていることに沿ったものであります。

市町村合併についての私の考えは、本年3月定例会における児安議員の一般質問でお答え申し上げておりますように、市民の意思を尊重することを第1に、議会とも十分協議しながら対処することに今でも変わりはありません。現時点においては、本年3月に策定した勝浦市総合計画後期基本計画をもとに、市民が主人公のまちづくりに全力を注いでいく考えであります。

次に、乳幼児医療費の無料化についてであります。乳幼児医療費助成事業については、現在、3歳未満児までの入院・通院及び就学前児童までの入院について助成しておりますが、このさらなる拡大につきましては、さきの9月定例市議会において助成対象の見直しについて検討したい旨、答弁したところであります。乳幼児医療費無料化につきましては、平成19年度から実施の方向で事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、勝浦市役所入り口からコスモ石油スタンド前の国道128号の排水と歩道整備についてで

ありますが、全体計画延長 616メートルで、両側側溝の設置、約 1,200メートルに合わせ歩道整備を夷隅地域整備センターで計画しております。平成15年度から継続事業として工事着手し、平成18年度までに側溝の設置、歩道整備工事が 223メートル完了したところであります。夷隅地域整備センターでは、全体計画が完了するまで、おおむね着手から10年くらいを予定しているとのことですが、工事の早期完了に向け、優先的に事業の推進を要望していく考えであります。

次に、国道 297号、元新戸小学校付近の拡幅と歩道整備については、依然地権者の協力が得られず、進展が図れない状況にあります。夷隅地域整備センターでは、通行の安全性確保のため、交通安全施設を整備したり、また、通行に支障を来している立木については、地権者と話し合いを行い、来年2月中に枝の伐開を予定しております。今後も夷隅地域整備センターと協力し、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税負担の軽減についてであります。本市ではこれまで低所得者層の税負担軽減を図るため、6割・4割の負担軽減を行ってきたところであります。しかし、このままこの軽減割合を適用した場合、中間所得者層の税負担がますます過重となってしまうことから、本年度からこの軽減割合を7割・5割・2割に変更し、保険基盤安定制度の活用により、税の引き上げ幅を抑えてきたところであります。

国民健康保険税の税率につきましては、保険給付費等の動向、老人保健拠出金、介護納付金、さらには被保険者の所得状況などを勘案して総合的に判断するものでありますが、今後におきましても、これらを見極め、対応していきたいと考えております。

次に、国民健康保険被保険者資格証明書についてであります。国民健康保険被保険者資格証明書につきましては、法の趣旨を踏まえ、個々の滞納者の実情や滞納事案の状況により対応しております。今後におきましても、被保険者間の公平な負担と国民健康保険事業の健全な運営を図るため、制度の趣旨を踏まえて、滞納世帯の的確な把握に努め、特別な事情の活用ときめ細かな納税相談、納税指導のさらなる徹底を図り、資格証明書の解消に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、保育所施設の老朽化に伴う建て替えについてであります。この問題につきましては、今後、小規模保育所の統合とあわせて検討してまいりたいと考えます。

また、延長保育、乳児保育等、各種保育事業につきましては、現在、延長保育は全保育所で、乳児保育は中央保育所、興津保育所、上野保育所で実施しており、今後におきましても、次世代育成支援行動計画に基づき、この充実を図ってまいりたいと考えます。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長より答弁をいたさせます。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君）ただいまの児安議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、教育基本法改正案についてであります。文部科学省は教育基本法をなぜ今改正するのか、次のように説明しています。「教育基本法の制定から半世紀が経ちました。その間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化の進展などによって、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。近年、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されており、若者の雇用問題なども深刻化しています。このような中で、教育

の根本にさかのぼった改革が求められており、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確に示し、国民の皆様の共通理解を図りながら、国民全体で教育改革を進め、我が国の未来を切り拓く教育を実現していくため、教育基本法を改める必要があります。」と説明しています。教育委員会といたしましては、この改正の理由については、同じような認識に立っています。

次に、改正案の幾つかの条文について触れたいと思います。改正案では、第10条に家庭教育が、第13条には学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が新たに取り入れられています。ともすれば教育は学校任せという風潮が長く続いている中で、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」という規定や、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」という規定は、関係者に教育の責任を自覚させ、結果として教育の改善につながることを期待しています。

また、第11条には幼児期の教育が新たに取り入れられ、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格の形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ」というように幼児期の教育の重要性を指摘し、国及び地方公共団体にその振興に努めることを求めています。

小学校における学級崩壊や、青少年の引き起こす非行や犯罪の原因が当該児童生徒の幼児期の育て方にあるという指摘もある中で、幼児期の教育の振興を求めるこの条文も教育の改善のために意義あるものであると考えます。

心配な点もあります。現行教育基本法の第10条は、「教育は、不当な支配に服することなく国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものである」と規定されていますが、教育基本法案においては、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」となっており、国会での議論などを聞きますと、そうなることにより、時の政権の考え方により教育が左右されることもあり得るということであり、教育の中立性・安定性という視点から見て問題ではないだろうかと考えます。

次に、この改正により、いじめの問題が解決すると思うかと、いじめの徴候と今後の対策についてどのように考え、どう対処しようとしているかについてですが、教育基本法の改正によって、いじめ及びいじめによる自殺の問題がすぐに解決できるものとは思われません。しかし、長期的に見れば、それは問題解決の土台になることは期待できると考えます。

他人の心を傷つけたり、他人に暴力を振るうことは絶対にしてはならないという意識、いじめを傍観したり、後押しするような行動も同じように恥ずべき行為であり、絶対に許されないという意識、多少の困難には耐えることのできるたくましい心、こういう力を子供たちに育てることが、いじめや、いじめによる自殺問題の解決のためには重要であると考えますが、教育基本法案にある家庭教育、幼児期の教育が充実し、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携が深まることによって子供の心の教育が充実して、こういう力が培われ、いじめ問題の解決が図られることを期待しています。

いじめの徴候についての調査ですが、校長会、教頭会での指導等により、学校ではいじめを早期に発見できるように努めています。教育委員会といたしましては、いじめの定義に基づいて実態調査を毎年4回実施しております。調査結果ですが、平成18年度の8月までの集計で、小学校においてはゼロ件、中学校においては3件ございましたが、現時点では解消済みとなっております。

2点目の放課後子どもプランについて申し上げます。同プランにつきましては、国の平成19年度概算要求資料によりますと、各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として平成19年度に創設するとしております。

事業の内容としては、1つ目として、文部科学省の放課後子ども教室推進事業です。小学校1年生から6年生まで、すべての子供を対象として、安全・安心な子供の居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを行うものです。

2つ目は、厚生労働省の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育です。共働き家庭など、留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて子供の健全育成を図るものです。勝浦市においては、学童保育として、かつうら放課後ルームを平成13年10月から勝浦小学校内で、その後、平成17年4月からこども館開設に伴い、こども館内で実施し、さらに、おきつ放課後ルームを興津小学校内で平成17年4月から開設しております。平成19年度には仮称・ふさの放課後ルームを総野小学校内で開設する予定であり、その後、上野地区を予定しております。

このような状況から、当面は現在実施している放課後児童健全育成事業を継続することとして、放課後子どもプランにつきましては、事業内容をさらに検討したいと考えます。

3点目の認定子ども園について申し上げます。認定子ども園につきましては、さきの9月定例市議会において答弁いたしました。ご質問のありました認定子ども園の申請に係る施設、職員配置等の認定基準につきまして、いまだ千葉県より示されていないことから、今後、認定基準が制定された場合は関係各課において協議してまいりたいと考えます。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）11時5分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）まず、合併問題ですが、市長の政治的立場は9月と同じだという、それはわかりました。つまり、あくまでも市町村合併については、市長がいつもモットーというか、政治的信条としている、住民が、市民が政治の主人公だと、したがって、市町村合併が是か非かにについても住民の意思に従うというか、意思を最優先にするという、そういう立場に一貫しているということで、そういう意味で了解します。

ただ、今、私がるる言いましたように、合併新法では、繰り返しになって恐縮ですが、総務大臣が基本指針を出す。これはもう既に去年の5月に出しています。それに基づいて、都道府県の構想を策定しなきゃいけない。これも県が構想（案）について策定しているわけですね。流れとしては、審議会にかかって、さっき市長が答弁したとおりの流れになってきている。今度は、第3段階に進む前に、「千葉県民だより」12月号、これは全世帯に、新聞とっているところには入りましたが、「考えましょう 市町村合併」、見開きで「平成の大合併 第2ステージの取り組み

み 市町村合併推進構想（案）をお知らせします」と、こういうふうにくて、「なぜ市町村合併なの？」、「組み合わせの基本的な考え方」、「現状の広域市町村圏（概ね人口10万人程度以上）の規模を基本とします。」「以上のような観点から、今回の構想案では、10地域40市町村を対象市町村としました。」「合併の組み合わせ案（構想対象市町村）」というふうに入りで出てるし、「更なるステップアップが望まれる地域」とか、さっき私が言った葛南、あるいは東葛の政令市に向けての、もう既に第2段階を終わって第3段階に進もうとしている。全県民には事前に県からダイレクトに各家庭に、こういうふうに入はやるんですよという周知がなされてきている。そうすると、第3段階は何かというと、先ほど言いましたように、今度は知事が市町村長へ合併協議会設置の勧告を出してくるわけですね。それは案に基づいてやってくるわけですから、つまり具体的に言えば、来年のどの時期になるか知りませんが、しかし、来年早々だと思いますよ、それはね。新法は時限立法なんですから。

そうすると、2市2町の合併いかがでしょうかと、ここで言っている8というところですけど、勧告してくる。勧告どおりに市長がやれば、それでスムーズにいくんだろうけど、勧告があっても、合併協議会を立ち上げるという提案を市長はいずれしなきゃいけない。そういった場合に、市議会がそれを是とすれば協議会が立ち上がる。あるいは非とすれば、どういう選択肢があるのか。もう一つは、市長がもともとそういう提案をしないということになった場合はどうなるかわかりませんが、いずれにしても、議会が否決した場合、そうすると今度は、6分の1の住民投票によって決着をつけなさいよという方向が出ているわけですから。だから、いずれにしても、少なくとも来年中には、どっちに結論が出るかは別としても、具体的な動きにならざるを得ないというふうに入は思うんですよ。だから、それに向かってというか、それに対して基本的な立場はわかりましたけれども、一般論ではなくて、既に市町村合併問題は合併新法によってそういう流れにならざるを得ないところまできているという認識のもとに、その上に立って、対処方というか、いろいろあろうと思うんですよ。ただ勧告してくるまで腕を組んでいるのかいないのか、あるいは勧告が出たときに、市の状況を勘案しながら対処しようとしている、そういう立場なのか。いろいろあろうかと思うんだが、詳しく述べろとは言いませんが、その点についてはどういうふうにお考えになっているのかな、勝浦市民をしょって立っている市長として、やはりその辺のところまで当然見通していると思うんで、その点についての再答弁をお願いしたい、このように思っています。

それから、就学前児童の補助の拡大については了解しました。ぜひ19年度で実現していただきたいというふうに入は思います。

その次の、国道 128号線の問題ですが、これは、夷隅整備センターで10年のスパンでやるんだと、こう言っているけれども、私の調査では、さっき言ったように、警察署側の歩道が先にやられちゃって、本当は塩田病院側がでこぼこがひどくて、極端に言えば毎日のように、おばあちゃんやおじいちゃんや、あるいは車いすで出水谷の奥まで行く人たちから言われてたのは、塩田病院側の歩道なんですね。ところが、どうでもいいわけじゃないけど、比較的優先順位だと思われる側が先にやられた。それが15、16年度でやったと。それはそれでやったからいいんですけど、そうすると今度は、17年度から、少なくとも中学の入り口までは、整備センターの計画では21年度になっている。そうすると、始まった15年度から見たって、15、16、17、18、19、20、21と7年であそこ全部いっちゃうという計算になるわけですよ。さっきの答弁では10年と言っていたけ

れども、整備センターの話では、さっき言ったように18年度は直前に完了した。塩田病院の正面玄関前、ちょっと御宿寄りまで行ってますね。その先から市役所の入り口までは、計画では19年、20年、21年の3カ年でやると言ってるんですよ。あの延長を、それは県に金がないのか何だか知らないけれども、しかし、人命とか、その他にかかわる、どこもそうなんでしょうけど、特にあそこ、非常に車の出入りが激しかったり、それから通行も激しいところですね。本当によろけちゃって、歩道が狭いものですから、歩道から車道によろけ出しちゃう人が結構いるんですよ、高齢者に。そういう点を勘案すれば、3カ年連続でやるなんてのもどかしいことじゃなくて、延長だって、そんなに何万メートルもある延長ではありませんから、何千メートルありませんから、数百メートルの問題ですから、ぜひ3カ年と言わず、もっと手前に前倒ししてもらおうと。強力にやると言ってますが、それはしかし、10カ年ということのをさっき答弁で聞いたんですけど、私の調査ではとにかく市役所の下までは21年までと、こう言ってるんだから、それを前倒ししろと、もっと前倒ししろと、こういうふうにやってもらいたいんですけども、もう一度、担当でもいいですから、答弁いただきたい。

それから、これはもちろん通告してないから答弁は要らないんですけども、今の話に関連して、再来年度ですか、勝浦有料道路が無料化すると。そうすると、県は、国道128号、部原乗り入れから串浜におりる、あのバイパスを、メインの128の路線にするんだと。したがって、部原から旧道の新宮、出水、墨名の交差点から行くという今の128の路線はほとんど財源投入をすることを手控えると、こういう話ですよ。しかし、現実にはでこぼこが出たり、通行が不便になったりした場合、行政としてどうするんだといったら、市がやらざる得ないのか、こういう話になってくるんですね。そういうことから考えると、せこい話になるけど、あの道路に関しては県費を引き出すのはこの2年が勝負だというふうに思うんです。だから、そういう状況から見ても、ぜひ市長の熱意と腕で、128号に対する県の財政投入について、特段の努力を払われることが、そういう新たな状況から見ても必要ではないかというふうに思うので、ぜひそれを踏まえていただきたい。

それから、297については、もう覆いかぶさってきていると。2階建てのバスとか、大型の観光バスなんか、屋根とか側面がずるずるすれていっていると。これは私以外の議員の方々も、同僚議員もみんなそれは感じて、いろんな機会ですべてを訴えてるんだが、整備センターに、あれを伐開することについてはどうなんだと言ったら、やっぱり人の持ち物だから、それは黙ってやったら大変なことになる、手はつけられないんだと、こういう見解があったわけですね、ごく最近。でも、私はそれは違うと思ってたら、今、答弁では、来年の2月にやると言ってるんだけど、それは担当としては、どういう状況で、どういうふうにそれはなったのか。地主が伐採することについて、一部枝払いすることについて了解をとって2月にやるという段階になったのかどうかね。その点について再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

次に、国保の問題なんですけど、さっき言いましたように、17年度決算の討論で私、NHKの番組を紹介しましたが、要するに、確かに中には払える能力があっても、税を、あるいは保険料を支払わない、そういう人もいないとは言いません。あのテレビの番組の中では、ヘルニアが出ている左官業の初老にかかった男性がモデルになって出てましたが、やっと短期保険証をもらった、うれしいと。しかし、これを使ってすぐ医者に行き手術というわけにはいかないんだと。金がなくて。厚労省の課長だか課長補佐の答弁は私ははらわた煮えくりかえるほど、とんでもな

い答弁してたんだが、それはそれとして、やっぱり資格証で10割お医者さん行って払って、後から7割返してもらえるぐらいなら、最初から保険税払いますよ。それが払えないからということでしょう。そういう点では、さっき私、登壇して言ったように、長生郡の方では、滞納率が2けたあるところも、それもひどいと言えはひどいかもしれないけど、1けたでも、滞納率があっても資格証発行がゼロという自治体がこの近所にも5つも6つもあるわけです。それはやはり市長の裁量でもって、そういう施策が展開できると。その中で、とりあえず1カ月分でも2カ月分でも税を払ってもらって、短期証にしていくなとか、それが今度は普通の保険証に変わっていくとか。とにかく、「命綱がなくなる」というタイトルでNHKがやったように、やっぱり国民健康保険証は我々の命綱ですから。しかも、国民健康保険加入者というのは、高齢者や失業者やパートとか、もともと生活基盤の脆弱と言っては失礼ですけど、不安定な人たちが主に入っている保険ですから。やっぱりそこを勘案してもらわないといけないんで、来年度に向けては、特に税の軽減もさることながら、資格証を可能な限り減らしていくと。私はゼロにしてもらいたいんだが、そうもいかないとするならば、本当に資格証発行を可能な限り減らしていくという点について、特段の努力をしてもらいたいんだが、その点についての再答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから、教育問題で、まず、教育基本法の点について教育長の答弁をお聞きしましたが、私は、率直に言わせていただくと、それでは勝浦市の教育長は、今、国がやろうとしている教育基本法の改定とあえて言いますよ、改定の趣旨が全くもったもだと、そのとおりの考え方に立っているという答弁として受けとめました、それでいいのか。あわせて、任命権者である市長は、勝浦市の教育行政が今度の改定される教育基本法ですとそれを、つまり、教育基本法というのは教育の憲法ですからね、言ってみれば。日本国憲法と教育基本法は一对で当時つくられて出されてきた。教育の根本原理の問題ですから。それで果たして本当に藤平市長の教育行政を任している、そういう教育長の教育基本法に対する考え方でいいのかという点、私はあえて市長にもお聞きしたいというふうに思います。

それで、冒頭で国の変える趣旨と全く同じだと言っているが、心配もあると、こう言いましたね。心配という表現を使いながら、今度の教育基本法の改定では、2条を新たに入れたこと、1つは削ったことですね、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行くと。国家権力による教育内容への不当な支配を厳しく禁じているのが第10条ですね。だから、そこを心配だと言って、今度の改定案から削られた部分については、これでは時の権力というか、時の政治によって教育にそれが介入してくる、そういうおそれがあるんだと、そこが心配なところだと言ってますが、私は、心配という問題ではなくて、そこが今度の一番根本問題なんです。いろいろ、何条、何条で、社会教育だ、やれ幼児教育だ何だ、出てるけれども、そういう問題ではない。一番の根本問題は、教育が不偏不党で、子供を教育していく上で、どのような考え方で固定した考え方で子供を鋳型にはめない、それから、時の権力や、時の政治が都合のいいように教育に政治が介入しない、ここを厳密に厳しく規定しているのが今の教育基本法なんです。そこがとられて、介入するおそれが出てくるような教育基本法の改定は、これは思想の左、右という問題ではない。教育に対する根本問題に対してどう考えるかの問題でしょう。左翼だ右翼だ中道だという問題ではないです、これは。そこが心配だから、アンケートの結果、全国の公立の小・中学校の校長の6割が、今、あえてここで拙速に今の立派な教育基本法を

変える必要はないんだと。しかも、タウンミーティングでやらせミーティングまでして、要するに政治の都合のいいようにかじを切っていこうとしている動きなんていうのは、とんでもない、論外の話。提案者の資格もないという話になっているんじゃないでしょうか。そういう点からすると、やはり考え方として、根本に違う考え方、心配だと言っているんだったら、そのところが一番重要なところで、そのところで私の意見とは、あるいは私の教育哲学とは、おこがましい言い方を失礼ですけれども、相入れないのだと、なぜはつきり言ってもらえないのか、非常に残念なんですけれども、もし答弁いただけるんなら、再度答弁をいただきたいというふうに思います。

次に、いじめの問題です。これも毎日のように民放、NHK、いじめ、自殺問題やってます。そういう中で、NHKで言っていた、今の子供のいじめというのはそう単純ではない。例えば今、教育長答弁した、18年8月現在で小学校はゼロ件、中学校は3件あったが、これは現在解決済みだと、こう言ってます。非常に私は、教育の専門家として、認識が、率直に言わせていただくと甘いんじゃないか。NHKの報道で見ると、私は教育には素人だけれども、しかし、今のいじめというのは、今日、いじめている側が、明日はいじめられる立場に立つ。例えば一つのクラスの中で、あるいは一つの遊びグループの中で、私が今日まではいじめられてたが、明日からは私じゃなくて違う人がいじめられている、グループのメンバーの中でもそうなる、これが現代におけるいじめの実態ですよ、それを深く研究し、実際にそのことに当たっている女性の方が言っていました。そうなってくると、現時点でゼロ件になったかもしれないけど、今日から、明日からはまた始まっているかもしれない。そういうものだと。子供がトラブるのは当たり前だと。子供が全部模範生というのはおかしい、そういうことはあり得ないんだと。子供のいさかや、けんかや、そういうものは日常的にあるのが正常なんですと、こう言っていました。まさになるほどと思ったんですが。そういう中で、何がいじめなのか、そうでないのかというのは本当に、毎日毎日、休むことなく、教師だけではなくて、もちろん地域社会も、それから父母も目をつけていかなきゃいけないけれども、少なくとも学校教育の中で、地域のPTAや、あるいは青少年相談員や、あるいは社会教育委員や、あるいはその他の人たちとの、場合によっては老人クラブ、婦人会、そういう人たち、地域挙げて、例えば組織を立ち上げるとか、立ち上げなくても、定期的に会合を開いて今の勝浦市内の小・中学校の実態を学校側がさらけ出して、そしてみんなして事に当たっていくとか、そういう対策を立てるとか、そういうことのかんがえ方はどうなのかという意味でお聞きしたのに、18年8月現在で小学校ゼロ件、中学校3件、現在はもうそれは対処しました。どう対処するのかの、今、私が言ったような、例として出したような、そういう施策展開の答弁が全然ないじゃないですか。私はないというふうに認識したんです。あったとするならば私の聞き間違いで失礼しましたけれども、もう一度、聞き漏らしたので、答弁をお願いしたい。

長くなって恐縮ですが、この間の社会教育委員会会議の中でも、議題は来年度の、19年度の公民館の事業計画案とか、社会教育事業計画案だったけれども、その他の方で、いじめ、自殺問題で真剣に社会教育委員の諸公1人ずつが、みんなそういう発言をして、中には、私はいじめ110番になってもいいから、電話番号を学校側に登録しましょうという具体的な話まで出るような真剣な論議がされたところですよ。せつかくのそういう状況の中で、やっぱりそれはやっていくべきだ。今、毎日、固定した、夕方になると、子供が下校時間です、地域の皆さんはよく気をつけて子供を守ってください、毎日やってますね。あれは耳にたことというよりも、ああ、そうだ、もう時間

だなど私なんかも放送されるたびに自覚します。そういうふうなことも一方でやっているんだから、ぜひ考え方があったら出してください。

それから、放課後子どもプランの関係ですが、答弁では、市としては、今まで新しい施策で、県からはっきり出てないから、これから検討に入ると、こういうような趣旨で答弁されたと思うんですが、担当からの答弁でいいですけども、そんなこと言ったって、社会教育委員会議の、さっきも登壇して言いました11月28日に行われた会議の中で、平成19年度社会教育事業計画案、これで来年度は進めますよというんで、学級講座等の開設とか、スポーツ教室の開催とか、芸術文化事業だとか出てる中で、青少年の健全育成事業、最後に出てて、青少年の健全育成事業は1から8まで、青少年相談員活動、こども会育成活動、スポーツ少年団、リーダーキャンプ、キックベースボール教室、磯の生き物探訪、昔の遊びにチャレンジ、その次に放課後子ども教室って出てるじゃないですか。来年度ですよ。4月から始まる事業ですよ。これがこれからですか、何だかよくわからないけど、新年度事業でやれというから上げましたよと。その程度の事業計画なんですか、これ。ぜひ担当から再度、答弁をいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）合併の問題について答弁させていただきます。議員の質問を聞きながら、この合併についての答弁はどの辺からお話しした方がよろしいのかなということを率直に考えています。というのは、第1次の合併の際に示された案、いわゆる夷隅郡1市という構想、これについて法定協があり、そこで協議した結果、勝浦は離脱し、最終的に大多喜、御宿がいすみ市への合併を拒絶したと、反対だということで、その過程において、勝浦市がどうも合併にうまくないようだということで、堂本知事初め担当部長、地域振興部長、それから総務部長を初め課長たちが五、六人参りました。そのときに、最終的に私は知事に申し上げたのは、この問題の判断は当事者にお任せいただきたい、我々が決する問題であって、たとえ知事がどう言われても私は当事者の判断でいきます、こういうことでお帰りをいただいた。そして、その後のことは皆さんご承知のとおりです。そして、この第2ステージの審議案が新聞発表の前に、県において、いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町、首長が招集されて、いわゆるヒアリングがあった。その過程において、いろいろ討議はございました。私は開口一番、これはいわゆる二番せんじじゃないか、地域の合併をまず数でくくるのはやめてほしいということを申し上げまして、る意見を述べさせていただきました。いすみ市の市長も、これについて意見を述べた。

これは千葉日報ですけれども、ここにこういう記事が載せられております。「県側は、確かに権限はついてくるが、地域の主体性を尊重し、勧告の実施を慎重に対処すると強調したほか、地元での協議によっては組み合わせの変更もできるとした。」と、こういう新聞発表がなされた。私は、このことについて、恐らく、いすみのこれは意見ではなかったかというふうに考えます。県は県の考え方もあるでしょうけれども、やはり合併というものはその地域に住む人間の考え方であるし、ただ数が足りないから、10万都市でそれといってくられたんでは、住民自治がどこへ飛んでいってしまうのか、こういうことになる。そういう意味で私は、この発表があったとしても、基本的にはそういう考えで受けるつもりでおります。それについて、私は従来申し上げておりますように、合併について、その町同士、将来に向けてともにこういうまちづくりでいこうと、こういうまちづくりがこの地域に必要なという観点からお互いに協議することは、私はやさかではない。そういう態度は前回の合併のときと変わってはおりません。

それと、塩田病院の前の国道 128号は、確かに水は出るし、大変な国道であると。私は国道で水浸しになってしまうのは千葉県でここしかないだろう、国でも珍しいんじゃないかと、こういう考えで、確かに第一義的にやるべきところが残されてしまっているということは認識しております。しかも、自転車で通っても危ないところです。凹凸があつて、なれない人は自転車でも倒れてしまう。しかし、なれた方は巧みに乗っているのを見ると、やはりこれは習うよりなれろかなというような思いがありますけれども、直すべきはあそこであると。それは議員がおっしゃったように、前倒しでも何でも、それは早急をお願いしてまいりたい。それは県土木に対してもそうですし、国道ですから、国会議員さんにもお願いしてまいりたい、こう思っております。

もし漏れがございましたらお答えいたしますけれども、あとは担当課長から説明いたします。以上です。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えをいたします。国道 128号の排水整備事業の推進につきましては、ただいま市長から答弁がございました、そういった内容をもって今後も進めてまいりたいと思います。この場所は議員ご承知のように、病院、学校、保健センター、警察署など、公共施設が隣接しておりまして、地元生活にも密着した生活道路でございます。また、降雨時には車両、歩行者の通行に大きな支障もあることから、今後とも県に対しましては要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、この事業の計画でございますが、整備センターからいただいた情報の内容を見ますと、全体計画としては工事延長が 616メートル区間がございます。また、その両側に側溝を設置した場合には 1,200メートルが必要になると。全体事業費としては、総計で約 7,600万円だということです。

議員がお調べになりました期間についてであります。私の方も整備センターに確認をした内容で申し上げますと、期間につきましては、15年度から26年度というふうに県の方の資料には載っておるところであります。また、15年度からこの事業が始まりまして、18年度、ことし、54メートルを終わったところですが、内容につきましては、15年度が警察側に30メートル、また16年度が同じく警察側が16年度で合計 114メートル、また、17年度につきましては、塩田病院側が55メートル、18年度で54メートル、この2年で塩田病院側は 109メートル整備が終わったところがあります。そういった中で、平成19年度の計画でございますが、議員ご承知のように、塩田病院側を約70メートル予定しているということでございます。そういった内容を踏まえ、今後も要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、国道 297号線の元新戸小学校付近の交通安全関係の上から、枝切りの実施についてということでご答弁を市長がいたしました。この内容につきましては、夷隅地域整備センターの管理課において地権者の話し合いを行いました。その結果、枝の伐採について了解をいただきましたので、整備センターで19年2月中に実施を計画しているものでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木克巳君）国民健康保険被保険者資格証明書につきまして、来年度に向けては資格証を減らしていく努力をされたいというようなご指摘でございますが、担当収納課といたしましては、発行担当課の市民課と協議をし、議員ご指摘のとおり、法の規定、また市の要綱規定をそのまま運用するのではなく、該当者の実態を調査し、また、納税相談等による実情把握を行い、

これまで対応してきております。19年度に向けましても、このことは同様に実施することが必要であると考えております。

その中で、本年度、18年度の実態を少し申し上げます。18年度は保険証の更新の時期でありまして、更新をするに当たり、勝浦市国民健康保険被保険者資格証明書及び短期保険証取扱要領第4条という規定がございまして、資格証の交付要件を規定しております。4月1日時点におきましては、それをそのまま該当させますと、資格証が338世帯でありました。しかしながら、338世帯にそれを出すということにつきましては、内容をよく検討し、そして、それらについて通知を出した上で、納税相談、また分納誓約等により資格証の発行を抑えているところでございます。さらに、資格証につきましては、338世帯のうち、4月1日時点で164世帯に発行をしたところでございますが、11月30日現在では164世帯から122世帯、42世帯ほど資格証から短期保険証に変更になっているのが実態でございます。今後におきましても、資格証明書を交付している世帯におきましては、納税相談等、個々の実情を聴取し、生計上、無理のない範囲の中で納付をお願いしながら、分納申請等を受け、資格証の減に努めてまいりたいと考えております。

それと、議員のお話の中で、長生郡市では滞納があるにもかかわらず、資格証が発行されていないものが6町村ということがありました。現段階の調査事項を説明しますと、一宮町、睦沢町、長生村、白子町におきましては、19年度実施を検討しているということです。また、長柄町、長南町におきましては、来年度にその旨、検討するというようなことを聞いております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君）最初に、教育基本法につきましてご回答いたしますけれども、私が申し上げるまでもなく、今の子供たちにはさまざまな問題が起こっております。いじめ、あるいはいじめによる自殺の問題もそうであります。あるいは子供たちが同級生を殺害してしまう、あるいは親を殺害してしまうということもあります。また、女の子にとっては、全く見知らぬ人と援助交際するというような問題もあります。こういう問題はもう放置できない問題であろうというふうに思います。また、行動はそうですが、心の中はどうなっているのか。かなり前に、アメリカ、日本、中国、韓国等の高校生を対象にした意識調査がありまして、その結果が出ておりましたけれども、それによりますと、今、手元に資料がありませんので正確には申し上げられませんが、例えば親、教師に反抗していいかという質問に対して、アメリカ、中国、韓国の子供たちに比較して、圧倒的に数値の高いのは日本であります。また、先ほどの援助交際にしてもそうです。そういうことが本人の自由でいいかということに對しまして、自由でいいと答える比率の高いのは日本であります。親や教師を尊敬しているか。尊敬していないという数が圧倒的に多いのが日本であります。こういういろいろな問題がある中で、私たちは何とかしなければいけないだろう。それには、もちろん学校教育だけでは限界があります。国民全体がこういう方向で日本の子供たちを教育していこう、そういう方向を打ち出さなければならないのではないかなというふうに思います。それが私は教育基本法の改革であり、先ほど申し上げました文部科学省の説明理由にありますとおりでありまして、私はそれについては、今申し上げましたような状況でございますので、それは必要であろうということで先ほど答弁申し上げました。

次に、第10条の国民全体が責任を持つてというところでございますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、まさに時の政権をとった政党によって国の教育が左右

されるということであっては困るわけで、中立性が保たれなければいけないと思います。これについては大きな問題でありますから、そういうことにならないような教育基本法が制定されることを切に期待をしています。

次に、いじめの問題でありますけれども、先ほどの答弁では件数しか申し上げませんでしたけれども、学校と協力して、これについてはさまざまな対応をしているわけでありまして、例えば先ほどのいじめ、自殺の多発に対応いたしまして、緊急対策といたしまして次の3つのことを実施いたしました。1つは、いじめ問題取り組みの全教職員による総点検を実施する。自分たちがいじめ問題に対応するのは今までのとおりでいいのかということにつきて、反省をする、点検をする、20項目にわたって実施いたしました。すべての学校でいじめ問題についての研修をやっていただきました。それから、3つ目に、命を大切にするキャンペーンということで、例えば保護者と子供に集まっていただいて、いじめ問題の専門家に来てもらって話をさせていただく、そして協議をするということとか、あるいは子供たちに作文を書かせて、その作文を発表することを通していじめ問題を抑制していこうというような取り組みでございます。あるいは校長先生がお話しするとか、そういうキャンペーンを実施いたしました。

先ほど、件数がゼロ件、3件ということだけではないのではないかということでありましたけれども、学校ではこういうような対策をすると同時に、日常的にいじめ問題を起こさない、あるいは解消するためにさまざまな取り組みをしております。例えば、先ほどの総点検の中身でありますけれども、児童生徒が発する危険信号を見逃さないために、児童生徒の生活態度の変化等、きめ細かく把握することとか、あるいはスクールカウンセラーや養護教諭、他の職員、保護者等との連携を図り、いじめの把握に努めるとか、あるいは日常の教育活動を通じて、教師と児童生徒間の好ましい人間関係づくりに努めるとか、このようなことで努力をしております。いじめは1度では解決しないという先ほどの指摘も受けまして、それに対応するような努力も十分していることをご報告したいと思います。

最後に、地域のいろいろな組織の協力をということでお話がありました。確かに子ども会の組織、あるいはスポーツ指導者等につきましては、日ごろから子供たちの指導をしていただいているわけですが、そういう方たちは多分、今の状況を把握しながら、子供たちのいじめの問題についても十分関心を払っていただいているというふうには思っております。しかし、そういう組織が今後、学校等と連携していくことはより効果のあることでありますので、今後そういうことについては、ぜひ検討していきたい、前向きに対応していきたいというふうに思っております。私の方からは以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）それでは、放課後子どもプランの取り組みにつきまして申し上げます。この件につきましては、去る10月23日、千葉市におきまして県の主催いたしました市町村生涯学習、あるいは社会教育主幹・課長会議が開かれまして、その中で県の方から説明をいただきました。内容といたしましては、従来の地域子ども教室推進事業を廃止いたしまして、放課後子ども教室推進事業を新たに創設いたしました。厚生労働省の放課後児童健全育成事業と連携しながら、総合的な放課後対策として行うものです。新たな財政負担もあることながら、県としても情報の収集や提供に努め、国との連携を密にしていきたいと思っておりますというようなあいさつがございました。その中で、放課後子どもプランの創設についてということで話がございました。こ

の内容につきましては、今回の説明につきましては、あくまでも国の概算要求のものでありますので、今後、変わり得ることもありますと。基本的な考え方については、各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局との連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子供の安全で健やかな活動の場所を確保し、総合的な放課後対策として実施するものですということでした。その中で、各市町村の担当課長から、具体的な説明が国からあったら教えてほしいという質問がございました。県の担当者の方から、実施のイメージは示すと国は言っているが、具体的には示されていない。新聞、報道などによりますと、5時までは放課後子ども教室として実施し、それ以降は放課後学童クラブで実施するなど、参考例で言われておりました。そのほかには、学童保育は法的な裏づけがあるが、放課後子どもプランについては法的根拠はあるのかということに對しまして、県の方といたしましては、法的根拠はないということでした。それから……。

○議長（水野正美君）課長に申し上げます。質問されていることに的確に答えてください。

○社会教育課長（佐藤光男君）はい。内容的にはそういうことが行われまして、今後の対応といたしましては、早急に運営委員会の設置やプランの作成が必要となりますが、指針や要綱などが国から示されるのは、国の予算成立後の1月か2月になると思われます。今後は国県の情報を得ながら、福祉事務所等の関係課と協議しながら対応を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）残余の時間が若干ありますが、大方の答弁はいただいたというふうに理解しますので、質問を終わります。

○議長（水野正美君）午後1時まで休憩いたします。

午後零時00分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、土屋 元議員の登壇を許します。土屋 元議員。

〔1番 土屋 元君登壇〕

○1番（土屋 元君）通告に従い、一般質問させていただきます。

その前に、本日、勝浦地区婦人学級の学習会の一環として、勝浦市政の理解を目的といたしました議会傍聴に多数の皆様のご来場をいただきましたことを心より敬意を表し、謹んで御礼申し上げます。また、突然の皆さんのご来場に拝し、心臓がぱくぱく、非常に胸が緊張していっぱいであります。精いっぱい頑張りたいと存じます。言葉の速さや発音には気をつけて発言させていただきますが、どうぞお聞き苦しい点がございましたら、ご容赦願いたいと思います。

さて、今回、私が通告いたしました2点であります。まず1点目は、水道事業の経営改善についてであります。2点目は、観光振興の強化・充実についてであります。

本題に入る前に、今12月定例議会が藤平市長市政2期目の最後の議会でもありますので、この約4年間を総括しながら本題に入らせていただきます。一般質問は市政全般にわたり質問できるわけであります。議員にさせていただき、この間、いろいろ質問させていただきました。最初は市民憲章の文言と制定意義や推進体制、次に、勝浦市総合計画の進捗状況、水産業の振興策について、行財政改革について、勝浦市総合計画第2次実施計画について、水道料金の適正化につい

て、観光行政の振興についてなどであります。直近では、財政健全化計画、行政改革大綱2005や道路、歩道整備の推進についてをお尋ねし、意見や提言をさせていただきました。設定した時間で思うように議論が深められず、歯がゆい思いをしたり、反省させられたりしました。そこで今回は、設定時間1時間半、質問回数は3回ということであります。2つに絞って議論を深められ、かつ提言を受けとめていただければ大変幸甚に思います。

さて、1点目の水道事業の経営改善についてであります。平成16年9月17日に発行いたしました広報かつうらの中で、三位一体改革に対応した勝浦市の行財政改革の取り組み方針と長期財政見通し、これは平成32年度までですが、発表されました。取り組み方針といたしまして、住民サービスの低下や住民負担の増加を招かないことを基本にとあり、職員の削減や市役所の内部管理費の削減を中心に策定いたしましたと述べられました。

さらに、今年の1月13日に発行いたしました広報かつうらの中で、財政健全化計画が発表され、「極力、住民サービスの低下や住民負担の増加を招かない」と「極力」が挿入され、また財政再建団体への転落予防策の一つとして、受益者負担の適正化という施策が発表されました。

いずれもが普通会計の話で、水道事業会計は特別会計で別ですので、本来ならば特段に差し支わりはないでしょうが、市民の視点に立てば、水道代も食料代も普通は一緒の会計で、別会計ではありませんし、市民負担を招かないという広報かつうらでのこれらの市の方針の発表の姿勢は不親切と言わざるを得ません、今後、一考をしていただきたいと思います。

その証拠といたしましては、水道使用料の改正のお知らせは、普通会計に含まれる手数料の改正と併記されて、今年の2月17日に発行された広報かつうらに掲載され、事前に水道事業会計の経営悪化の予告もないままに実行されました。暮らしに必要な水の安定供給と経営の健全化のため、本年4月1日以降の使用分から平均15.4%の値上げであります。この値上げによって、4月1日現在の当時の予測では、千葉県内で一番高い水道料金とお聞きしております。これにより、勝浦市民の家計や企業を直撃し、「市民負担の増加を招かない」とは裏腹に、まさに水道事業の経営改善に真剣に取り組まなければならないと強く思うものであります。

そこで、通告項目に従い、お尋ねいたします。1、県内市町村における直近の水道料金の比較で、勝浦市の順位は今どの辺に位置するのか。その内訳として、1は、基本水量・基本料金ではいかがかどうか。2としまして、家庭用1カ月当たりメーター使用料、消費税を含んでおりますが、この料金及び順位は、10立米使用の場合、20立米使用の場合、30立米使用の場合についてお聞きいたします。

次に、2番目としましては、その水を受ける受水世帯における受水量別分布はどのようになっているかをお聞きします。

3番目は、料金改定後の有収水量の利用状況は、対前年同月比較ではどのようになっているかをお聞きします。

4番目、有収率に関する実績において、平成14年度より漏水がふえて70%台になっていると聞いております。年々低下している現状をどのように市当局は分析しているか、お聞きします。

5番目に、本年度、今年ですね、経営改善の取り組みの進捗状況について。1は、老朽管の更新作業はどのようにされているか。2としまして、漏水調査の実施状況はどのような状況か。3は、経費の縮減状況はどのようになっているかであります。

最後に、6として、経営改善を図るための方策の一つとして、漏水調査の回数をふやし、有収

率の向上につなげ、料金の値下げ改定をも今後、視野に入れて取り組む必要があると思いますが、その見解についてはどう思われているのか。

次に、観光振興の強化・充実についてお尋ねいたします。本市におきましては、平成13年3月に、「ようこそ 輝くうみ 風薫るまち かつうらへ」をテーマに勝浦市観光基本計画が策定されました。その当時の現状は、調査により、次のように分析されております。

1. 人口は定常的な減少傾向にあり、まちの活力低下が懸念される状況にある。2. 就業者は、市内従業者の減少が続く、まちの活力確保には市内の就業の場の確保が必要である。3. 産業別には、1次産業、2次産業が減少傾向にあり、観光関連による3次産業育成等が必要である。4. 漁業は、カツオの勝浦ブランドが定着しているものの、観光資源としての活用は少ない。5. 農業は、米、野菜、畜産と多様な農業があるものの、観光資源としての活用は少ない。6. 商業は、中小商店が中心で、観光客に対するサービス、受け入れ態勢づくりは少ないなどが書かれております。

そうした情勢を踏まえ、本市の場合の観光振興は、大事なこととして、市内各種の産業振興と密接なつながりがあるだけでなく、むしろ観光を基軸に産業が成り立ってきた歴史的な経緯があり、総合的な産業振興の役割もあること。次に、観光を地域交流ととらえれば、観光の素材は市民の日常生活を含めた地域環境そのものであり、市内全域の問題でもあり、かつ市民全体の問題であることと計画の目的が定義されております。

将来にわたる勝浦市の活性化のためには、抜本的な観光振興策の検討・展開が必要であるとともに、すぐにできるプロジェクトを目指すものとされております。そのような中で、市内の大型観光客誘客施設でありました行川アイランド閉園の影響もあり、観光客の入り込み数の減少が顕著となったことは、まだ記憶に新しいものであります。

こうした中、藤平市政におきまして、かつうらビッグひなまつり、カツオまつり、いんべやあふiestaなどのイベントを開催し、話題性がマスコミの目にとまり、大きな成果につながりまして、起爆剤になって今日に至っていることは衆目の一致するところであります。

そこで、お尋ねいたしますが、1、千葉県大型観光キャンペーン（デスティネーションキャンペーン）の来年の2月1日からの開催に向けての本市の取り組み状況はどのようになっているのか。

2として、デスティネーションキャンペーン終了後の観光振興の具体的な方針はどのように考えられておられるか。

3としまして、既存観光施設の現状と活性化策はどのように考えておられるのか。1としまして、勝浦海中公園センターについて。2として、官軍塚並びに八幡岬公園について。3として、旧鳴海荘跡の公園化について。4として、鵜原理想郷について。5として、ひなまつり会場としての市民会館、公民館について。

最後に、4としまして、観光振興の強化・充実を図るためには、観光基本計画に書かれております数々の事業の進捗精査を高め、より広域的な推進体制が必要と思いますが、その見解についてお尋ねいたします。

以上、何とぞよろしくお願い申し上げます。1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの土屋議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、県内市町村における水道料金の比較についてであります。日本水道協会がまとめた平成18年4月1日現在の資料によりますと、県内には46の水道事業体が存在し、このうち基本水量を10立方メートルと定めている事業体が19団体、8立方メートルと定めている事業体が8団体、また、基本水量を定めていない事業体が19団体となっており、それぞれ設定方法が違います。県内全体の中で基本料金として公表されている中での順位は21位となっております。なお、勝浦市と同様に基本水量を8立方メートルとして行っている8事業体の中では最上位となっております。

次に、家庭用1カ月当たりのメーター使用料及び消費税を含む料金の順位についてであります。10立方メートル使用の場合、2,415円、15立方メートル使用の場合、3,780円、20立方メートル使用の場合、5,145円となっており、3使用区分とも最上位であります。

次に、受水世帯における受水量分布についてであります。地区別に世帯数から申し上げますと、勝浦地区53.7%、興津地区28.5%、上野地区9.4%、総野地区8.4%となっております。また、受水量別では、勝浦地区62.0%、興津地区20.7%、上野地区8.5%、総野地区8.8%となっております。

次に、料金改定後の有収水量の利用状況の対前年同月比較についてであります。7月使用分については、前年同月を5,171立方メートル上回りましたが、7月を除く5月から10月までの5カ月間は、全体量で2万3,972立方メートル減少しております。

次に、有収率に関する実績において、年々低下している現状をどのように分析しているかについてであります。議員ご指摘のとおり、平成14年度より有収率が低下し、平成16年度においては73.1%まで低下し、平成17年度においては0.1%改善されたものの、依然として低い状態が続いております。この現状についての分析であります。各給水区域内から出水不良や水圧低下の苦情がないことから、局所的な大漏水は発生していないと思いますが、逆に給水管からの少量漏水等が多くあるのではないかと分析しております。

次に、本年度における経営改善への取り組みの進捗状況についてであります。老朽管の更新事業について、本年度は国道128号鶴原トンネルより鶴原、吉尾を経由し、旧国道128号松部田原橋付近までの区間3,746メートルを2工区に区分し、発注しております。11月30日現在の完了延長は1,748メートルであり、約47%が終了しております。

次に、漏水調査の実施状況についてであります。本年4月から11月末までの実施状況を申し上げます。配水管調査で9回、給水管調査で78回実施し、合計で87回でございます。

次に、経費縮減状況についてであります。作業着の購入を隔年購入に変更するなど、経費の縮減に努めております。

次に、経営改善を図るための方策の一つとして、漏水調査の回数をふやし、有収率の向上につなげ、料金の値下げ改定をも視野に入れて取り組む必要があると思うが、その見解はという質問でございます。漏水調査に関しては現在、職員が直接漏水探知機を使用し調査を行っております。限りある職員数の中で、大幅な調査回数の増は困難な状況にあります。過去においても有収率が低下し、専門業者に委託し、漏水調査を行った経緯があることから、今後も同様の傾向が続くのであれば、専門業者に漏水調査も視野に入れ、有収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、漏水量が減量することにより経費の節約が図られ、結果として料金の値下げ改定ができ

るようになれば素晴らしいことですが、今後は水の需要が減少傾向に向かい、同様に営業収入も下降線をたどるものと予測されており、料金の値下げ改定は厳しいのではないかと思います。

次に、観光振興の強化・充実について申し上げます。1点目の千葉県大型観光キャンペーンの開催に向けた取り組み状況についてであります。平成19年2月から4月までの3カ月間実施されます千葉デスティネーションキャンペーンに伴い、当市といたしましても、ビッグひなまつりの特別公開として、2月3日、4日、10日、11日、12日、17日、18日の7日間の土日祝に限り公開する計画であります。

なお、公開場所は、市民会館ロビー及び遠見岬神社、そして等身大享保ひなは中央商店街の空き店舗に展示し、公開時間は午前9時から午後4時までの予定であります。

2点目のデスティネーションキャンペーン終了後の観光振興の具体的な方針についてですが、このちばデスティネーションキャンペーンは千葉県で特別に実施してくれたキャンペーンでもありますので、一過性のもので終わりにしたくないとの考えもあります。今後は実施結果を踏まえまして、観光関係団体初め関係者と具体的な方針を協議していきたいと考えております。

3点目の、既存観光施設の現状と活性化対策についてであります。海中公園センターは昭和55年11月に開園いたしまして、昭和56年には69万7,000人の入り込みがありましたが、その後においては年々減少の傾向にありまして、平成17年は入り込みが16万4,000人です。また、開園当時の入り込みと比較いたしますと76.4%の減少であります。

なお、現在、海中公園センターでは、JR主催の駅からハイキングの協力、夏のイベントとして市原ぞうの国による海中公園地先のぞうの海水浴の誘致、各イベントのPR、観光キャラバンへの参加、ニッポン放送でのPR放送、海の博物館とタイアップしての県内及び都内の小・中学校の修学旅行に伴う入園料割引を初め、体験学習を行うなどして集客に努めております。

次に、官軍塚並びに八幡岬公園についてであります。まず、官軍塚内の施設は千葉県の所有になり、通常の維持管理につきましては市で行っております。なお、施設修繕は千葉県の対応となりますので、修繕箇所につきましては、その都度、千葉県に対して要望をしているところでございます。

次に、八幡岬公園につきましては、平成8年、9年の2カ年をかけて整備してまいりましたが、既に10年を経過していることから、公園内施設、特に遊具等の不備が目立ってきており、来園者の事故防止のために一部撤去した遊具等もございます。

また、官軍塚並びに八幡岬公園を訪れる人が年々ふえておりますので、施設関係の整備につきましては、財政状況等を勘案しながら整備していきたいと考えております。

次に、旧鳴海荘跡地公園化についてであります。旧鳴海荘跡地内に市民の協力による桜の植栽の実施、そして転落防止及び土地管理用としてフェンスを設置したところであります。また、現在は年数回の草刈りを行い、土地管理をしているところであります。

なお、第3次実施計画に基づき、平成19年度において公園整備の一環として、勝浦を代表する眺望に優れた土地でありますので、観光客等の休憩場所といたしまして、簡易的な駐車場整備を考えております。今後、財政状況等を踏まえながら、勝浦市観光拠点施設整備実施計画に基づき整備していきたいと考えております。

次に、鶴原理想郷についてであります。波の浸食で地形が入り組み、断崖や奇岩が風光明媚であり、ハイキングコースにもなっていることから、平成10年に休憩所として東屋を2カ所設置

し、平成13年には手弱女平の鐘を1カ所設置し、観光客のための整備をしてきたところであります。また、鶴原理想郷に訪れる人も年々ふえてきておりますことから、今後は自然を生かしながら、遊歩道の整備、そして転落防止柵等の整備が考えられますので、今後は財政状況等を踏まえながら計画をもって推進していきたいと考えております。

次に、ひなまつり会場としての市民会館、公民館についてであります。市民会館及び公民館施設は、ひなまつりのイベント開催においてはなくてはならない施設でありますので、今後においても市民会館及び公民館を利用し、ひなまつりを継続していきたいと考えております。

なお、ひなまつりの開催に当たりましては、施設内は階段が多く、車いすの方、高齢者の方等に負担が大きいことから、出入口の工夫を初め、ひな人形の飾り方の工夫や、一時的ではありますが、階段に簡易なスロープ等をできる限り設置し、安心して入館していただき、見物してもらうよう整備していきたいと考えております。

次に、観光振興の強化・充実を図るためには、観光基本計画の進捗精査を高め、より広域的な推進体制が必要と思うが、その見解はということについてであります。平成13年3月に勝浦市観光基本計画を策定し、この基本計画に基づき、平成15年3月に勝浦市観光拠点施設整備実施計画を策定し、事業を実施しているところですが、施設の整備面につきましては、海水浴場の開設に伴う整備、鶴原理想郷の案内表示板の設置等、行っておりますが、今後におきましても、財政状況等を踏まえながら考慮して、観光基本計画、観光拠点施設整備実施計画を精査し、実施計画に反映させ、事業を進めていきたいと考えております。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君）まずは答弁ありがとうございます。では、2回目の質問を自席でさせていただきます。

まず、水道事業の経営改善でございます。今、ご答弁ありました項目も含めてお尋ねしたいわけですが、直近でもやはり1位と、県下で一番料金が高くなっている。高料金高品質だったら連動するんですが、勝浦の水が水質的にはどのようになっているのかなど。東京の場合は東京水として売ってたり、隣の鴨川さんも清水という形で、売ってはいないけど、イベント用とか、災害のときの備蓄用という形で、清澄の清をとって「清水」という名前でペットボトル化しております。勝浦ももちろん備蓄用という形でそういうことはないかと思うんですが、どちらにしても高料金であることは間違いないということが確認できたわけであります。

家庭用の1カ月当たりのそれぞれの、10立米、20立米、30立米、当然これ重量制、使えば使うほど値段が高くなっていくという制度を採用されておりますから、40立米、50立米使う家庭は、平均15.何%じゃなくて、もっと高くなることだと思います。それについては間違いないと思いますが、非常に家計を圧迫するということがあるかと思えます。

それから、質問しました、受水世帯における受水量別分布はどのようになっているかというのが、私の質問の意図と答弁の意図が違ってました。というのは、勝浦地区、興津地区、上野地区、総野地区の、地区全体の受水量だとか云々で教えてほしいということじゃなくて、先ほど言いました20立米の世帯がどのくらいあって、世帯数が9,000幾つあったうちに、8立米以内が何%で、10立米が幾つ、20立米が幾つ、30立米、40立米、50立米という、使用世帯の分布がどうなっているかを実は知りたかったわけです。というのは、当然、勝浦の世帯によっては、武道大学生もあ

りますので、8立米というのも当然多くなっているかなと思うし、また、単身で独居老人の住まわれている世帯は、これも基本水量以内で生活しているんじゃないかと。そういった実態というものを把握して、どれだけそれぞれの家計を苦しめている、値上げによって負担がふえているということを明らかにしたかったということでもありますから、それがわかれば教えていただきたいということでもあります。

料金改定後の有収水量はトータルで2万3,000立方メートルぐらいは減っていると。そうでしょうね。料金高くなって、これがふえていたら大変なことになるわけですから、払わなくちゃいけないですから、当然、使用量も減っていつていると。だから、この使用量が減っているのを、泣く泣く減らして節約しているのかということだと思うんですね。自然現象じゃないと思うんですね。だから、これ、有収ですから、漏水の分は入ってないと思いますから、恐らく節約に節約を重ねて、非常に厳しい思いをしながら命の水を使っているということがあろうかと思います。

それから、先ほど、有収率に関するお答えの中で、給水管の漏水が多いということでありました。これが当然むだな水の多くの発生につながっているということでもあります。そういったことから、漏水調査、本年4月から11月まで、配水管が9回、給水管が78回、合計87回、これは調査したということですから、実際に的中率というとおかしいですが、発生率、発生をちょっとまた後ほどお教え願いたいと思います。たしか平成17年度の漏水調査回数が126回というふうに私はお聞きしたんですが、これも実際、回数は聞いたんだけど、的中がどうだったかなというのはちょっと定かでなくなったものですから、それもちょっと教えていただきたいと思います。

それから、経営改善を図るための漏水調査を回数をふやして、何とか有収率の向上につなげ、むだな水を流さないようにして、料金の値下げは可能なことにつながっていくんじゃないかという私の提言です。というのは、3,000万の水を流して3,000万の漏水調査して発見できればゼロになります。翌年度、その分、3,000万が浮くわけですから、経営改善にもつながる。当然、今までは職員の皆さん方の労働によって、探知機を使って漏水調査をされていたということですが、さっき、今後もこのような傾向があれば検討していかなければいけないという市長答弁がありました。今後ということは、平成18年度が終わって、例えばそれが72%や71%になったら検討すると。私の提言は、80何%に近づける、できるだけむだな水を流さない。基本的には水がむだになって、市民がそのむだな水まで負担して料金改定で値上げして払っているという論法でありますから、ちょっと納得いかないというふうに思います。

そこで、ちょっと確認なんです、水道事業は先ほどお話ありましたように、平成17年度においては、収益ですね、損益、幾ら収入があって、幾ら費用がかかって、幾ら利益が出たかということでございますが、平成17年度は基本的には利益が1,700万強出たよと。でも、今までの赤字が5,800万あったから、4,100万ほど、まだ平成18年度以降に持ち越してしまったということだと思います。もう一つ、資本金の投資で、この収支は実は赤字で、不足するお金。だから、直したり、いろいろな投資して、水道事業をやるために投資したけど、収入との対比で赤字が約1億1,000万。ここに過年度分損益勘定留保資金で、平成17年度決算で約6,000万足りなくて、当年度分、平成17年度分の損益勘定留保資金で4,900万ほどで補てんしてますと。これがありますよね。では、当年度分、平成17年度の残った損益勘定留保資金は今、幾らになるか。基本的にはこれは損益勘定ですから、動産、固定資産の減価償却費というものが損益勘定では当然控除できて、平成17年度、約1億2,000万というのは、実際にはお金として出ていかないけど、これは内部留

保としての一つの、現金預金に化けるといえるか、現金預金に移行するということだと思えますね。だから、その内部留保資金が今現在どのぐらいになっているかを確認したいということでもあります。

それから、貸借対照表のことなんですが、勝浦市の固定資産が約50億、それに対応する流動資産で3億、これ平成17年度ね。よく、現金預金は固定資産の約10%から15%が適正だと。だから、50億の固定資産があれば5億円は現金預金があれば、非常にランニングが厳しいだろうと。勝浦の場合は3億円ということで、非常に資金が厳しいということをおっしゃるんですが、それについて、そうなのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、何とか水道事業で料金が近い将来、値下げになって、市民がよかったということにしたものだから、ちょっと熱が入るんですが、今回、更新作業で国庫補助金申請をされましたね。当然、国庫の補助をいただくということは、申請の際に、どのようなことで4分の1になったかと思うんです。というのは、平成11年度より、国におきまして導入された水道施設整備事業の再評価制度というのがあると思うんですが、この制度と勝浦市のかかわりは今、どういうふうに実施されているのかなというのを聞きたいと思います。当然、今回の国庫補助、4分の1ということですが、これは資本単価が1立米当たり140円以下に該当しなかったからになったかと思うんですね。それだと3分の1になりますよね。だから負担が有利な補助がもらえるんですが、勝浦のこの厳しいところでなくて、私、今回、この水道事業では、灯台もと暗しで、鴨川市の水道事業で調べさせていただきました。

鴨川市は当然インターネットで公開されてまして、水道会計の透明性を高めるために、平成16年度の決算状況及び成果まとめがありまして、それを市民に、いつでも、どのように見てもいいようになっています。ちなみに先ほど勝浦市が50億の固定資産、鴨川市は170億近く、そして内部留保の現金預金も17億ぐらい、10%ぐらいを確保しているということで、その内部留保資金の豊かさが、実は石綿管更新作業にも非常に有利になっているというのは、鴨川市も合併しまして、石綿管が37キロ、これを20年間でやっていこうという計画の中で、平成14年度から鴨川市単独で国庫の補助事業をやったから、そうした中の制度を使って、この20年間でやっていこうと。そういう中で、国の制度を取り入れて、鴨川市さんの場合は3分の1の補助なんですね。この5年間で約十四、五キロ直すんですが、全部、内部留保金で、企業債使わず、企業債使うのか、企業債使わなくていいのかというのは議論の余地があるといいますが、基本的に鴨川市は借金になる財産を使わないで、内部留保金を取り崩してやっていきたいということで、例えば財源は、毎年、損益計算書で5億円ぐらいの減価償却費が発生するそうなんですね。5億円の中から20%使って1億円ぐらいを資金にすれば、企業債借りなくてもできていくと。そして市民に適正な水道料金を提供するのと、やはり石綿管による漏水事故、有収率のアップ、これ、78%が鴨川市ですが、目標は20年間で86%にしようということでやられています。

勝浦の場合は全部企業債を使わなくてはいけません。鴨川市は内部留保金を資金にしていく。大きな差だと思いますが、これについては、今までの水道事業経営が、勝浦の場合、過去のことですけど、どこに問題があったのかなということもわかればお教え願いたいと思います。灯台もと暗しで、鴨川市云々ということじゃないんですが、やはり隣接する市で、そのような水道事業の取り組みをして、勝浦市の場合は単年度の資金繰りも厳しい。そして石綿管の更新をしていこうにも国の補助の4分の1しか受けられない。鴨川市は3分の1。どうしてその差ができたのかな

というような思いでいっぱいであります。それは基本的にはそれぞれの市の歴史が違うからということだと思うんですが、そこで、提言なんですけど、鴨川市も勝浦も、この外房地域はやはり県北の人口密集地のところと比べて、料金が同じ県民でありながら高いです。先ほど料金お話しされましたけど、2.何倍とか、3倍近い料金格差があります。選挙のときの1票の格差ばかり言ってますけど、水道料金の格差というのは当然重要なことで、同じ県民であろうかと思ひまして、関東ではないそうですが、そのために高料金対策制度が導入されると、千葉県では独自に。それは、南房総の外房地域の人たちの、やはりこの地形、あるいは受水状況を考慮しての制度だと聞いております。勝浦はこの高料金対策事業をどのように今まで取り扱ってきたのかをお聞きいたします。

それから、藤平市長にお願いしたいのは、南水企業団のお水を今、受水しているわけですが、これは何とか県北の人口密集地の都市との水道料金格差のために、関係市町村でこぞって強く県の方に働きかけ、南水企業団の、例えば配水費をもっと下げるとか、値上げしたからこういう格好になったわけですから、とんでもないと、県民の格差を埋めろということで、やはり連携プレーをとられて、関係市町村の首長さん、議長さん、議員、あるいは代表、どどっと知事に押しかけて要求すると。それぐらいの連携力と行動力というものは今後必要じゃないかなと思いますが、そういった取り組みを、市長さん初め執行部にお願いしたい。

それから、漏水調査のことなんですが、過去に漏水調査を民間委託してやられたと。そのときの調査方法は恐らく、何キロをはかってくれたら幾らあげますよという方法だと思うんですね。実は鴨川さんも長い間そのような形で、何キロ調査してくれたらという実施契約をやったのが、今年度から、漏水量を設定して、削減目標の85%以上漏水を発見してくれたらお金を払いますという成果主義をされた。例えば業者にとってみれば、基本的にいえば早く発見すれば費用がかからないから利益が多い。問題は、漏水をどうやって早く発見して、目標値、今まで18立米の漏水が1時間していたと。それを15立米以上の漏水を発見してくれれば85%以上になって、そうしたらお金払いますよという目標値設定契約に変えた。これは非常に実効性があって、早期発見につながっているということで、なおかつ探査機械もどんどん進歩して、新しい、日中でもできるような探査装置がどんどん開発されているそうですから、ぜひこの外注化を来年度からでも早急に予算に入れて、漏水を防いで、市民のための水道料金値下げ、例えば一挙にやったら、途中からでも料金値下げ出したっていいわけですよ。一時ということじゃなくてですね。やっぱりこれも当然、石綿管の更新と同時に、至急組み込まなくちゃいけないんじゃないかなと。特に漏水探査については、よく市長が言ってます、今までの事業の見直し、発想を変えてということでやってもらうということだと思います。以上、漏水のこと、水道事業についてはまだまだありますが、今のことについてもう一度、来年度の予算にぜひ大幅に組み込んで、実効ある漏水調査を望むものでありますので、そのお答えをお願いします。

あと、観光振興の強化・充実であります。今、いろいろ答弁をいただきました。デスティネーションキャンペーンの取り組み、2月の7日間、本格的にスタートするということで、それぞれ関係者、大変な労力ということで、非常にご苦労さまだと思います。また、終了後については関係者と十分に協議して、今後の方針を決めていきたいという答えがありました。

勝浦海中公園センターについては、昭和56年の入場者69万人が今現在、16万4,000人になったということで、非常に今、落ち込んでいると。海中公園センターでもいろいろな努力をされてお

るという現況を聞きました。そこで、海中公園センターについて、ちょっと提言なんですが、これは第3セクター方式でされております。やはり第3セクター方式で努力されていても、基本的には第3セクターから民間委託をも視野に入れて取り組むと。近いところでは、下田市の民間がやっている下田海中水族館ですか、インターネットを時々ぞきますと、ライブカメラもついていて、平日でもイルカショーをやっているということで、いよいよ海中公園センターも委託化を真剣に考えて導入して、民間ノウハウ、パワーを活用するということに対して、取り組む必要があると思いますが、その見解についてお願いします。

それから、八幡岬公園については、整備を早急にやっていただいて、デスティネーションキャンペーンで八幡岬行ったら、まだ何もなかったと、あるいは壊れたままだったということのないように、ぜひ設置してほしいなと思いますが、それについて、具体的な時期についてお聞きいたします。

あと、鳴海荘の公園化については、今現在、フェンスが閉めたままで、入ることもできないような状況だと思うんですが、基本的には駐車場ができるということでありますね。眺望がよく、車の中から見るというか、おりて見るようなことだと思うんですが、せっかく眺望ポイントであれば、それだけじゃなくて、平らの面だけじゃなくて、ちょっとした眺望台を設置するということも有効な方法じゃないかなと。せっかくまた市民が桜を植えたので、その桜が満開になる、あるいは桜の終わった時期には違う花を、あくまで鳴海荘の公園化については、花のまちの代名詞になるような場所づくりをやられたらいいかなと提言します。

あと、ひなまつり会場としての市民会館、公民館についてでございます。当然、皆さんご存じのように老朽化している市民会館、公民館、耐震審査もまだやってるんだと思うんですが、その結果が出てないから何とも言えないんですが、これだけ話題になってきましたものですから、先ほど市長が答弁しましたように、小ざれいにして、お年寄りでも安心して見学できる、そういうものについて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今まで累々と質問いたしました。そこで特に私がポイントとして上げたいのは、私の友人から聞いたことなんですが、観光振興について、何が一番、今の時代は大きなポイントかと聞きましたら、彼はインターネットをいろいろやっている、ビジネスでやっているプロなんですね。それは簡単だよ、インターネットをあけて見たくなるような画面をつくるしかないんだよと。それは具体的にといいますと、バーチャルというんですか、今現在、インターネットをあけると、官軍塚、あるいは八幡岬公園のある写真が載っています。じゃなくて、それを360度がめることができる、そういうふうな画面づくりがヒットするんだよと。彼に言わせると、今現在、全ホームページをインターネットのアクセス数で割ると、1日6回だそうです。でも、ビッグホームページなんかのぞくと、1日2回あけられるのが今現在のホームページの1位だと。もちろん勝浦も、アクセス数を、現在、毎月でね、一回提言したら、やりますと言ったから、それについて、どのくらいアクセス数のものがあるのかなということがありますが、基本的に、ほとんどのホームページは更新されていないものが多いよと。だから、とにかくバーチャル化して、勝浦なんか眺望いいんだから、官軍塚の上からの360度が見える、八幡岬行ったら見える、鵜原理想郷行ったら見える、朝日の風景、あるいは夕日の風景という形でビジュアルにしてインターネットで、それは大変な投資がかかるだろうと言ったら、そんなでもないんだと。写真を撮って、それを立体化につなげるわけですけど、そういったことはプロの方でやれば意外と安いものだよと。

そういうインターネットの大きな技術革新を利用して、ビジネスでもやって、あるお寺さんは、写真だけのつけていたが、墓地を売るのにバーチャル化したら、売り上げが急激に伸びたと。要するに、見えるわけですね、立体化で。ということで、とにかくインターネットの活用で、見たいホームページづくりをやっつけていかなきゃいけないと言われました。インターネットは勝手にアクセスしてくれるわけですから、逆に言えば、見たい観光マップとかってタイトルつけてインターネットに張って、バーチャルで 360 度、勝浦がすばらしく見えますよというようなことが今後の大事な大きな施策と。

そういったことも含めると、今回の観光の総合計画の中の実施計画で、市民の参画を多くということで、観光ボランティアと言われていています。これは実働部隊としての観光ボランティアだけというのはどうも弱い。企画の一翼を担う、検討の一翼を担うという役を通して初めて、企画から実行までの市民の参加というものが今後必要じゃないかなと。その事業体を直す、あるいは提言して、より多くの市民の企画、知恵をかりる、そして手助けもかりるということが非常に私は大事なことだと思しますので、この観光基本計画にあります広域的な推進体制への取り組みはまだまだだと思しますので、どうかこの制度をぜひ真剣に検討していただいてやっていただきたいというふうに思いますが、その見解についてお尋ねします。以上で 2 回目の質問といたします。

○議長（水野正美君） 2 時 15 分まで休憩いたします。

午後 2 時 0 1 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）水道問題についてお答えいたします。勝浦市の水道は、ご存じのように、沼田知事のときに京葉工業地帯に導水するために工業用水を利根川から引いた。そして、それが余ってしまった。それを水が不足していた南房総地域に導水管を埋めて給水するということにしたわけで、そのときに各市町村においては、この経費も応分の負担を地元負担として出しているわけです。そして、それは前の話にしても、私が市長に就任したときに、水道特別会計は約 2 億 5,000 万円の赤字があった。赤字をもし残していくんなら、子孫のために赤字を残してという批判も受けるでありましょう。健全な水道事業を運営していくためには、やはり責任者として、この赤字を解消しなければならない。そういう思いで約 29% 強の値上げをして、市民の方にお怒りもちょうだいたしました。そして 5 年間にその 2 億 5,000 万円近くの赤字、本来ならば有収水量の低下がなければ、あるいは目的を達し得たと思いますけれども、非常に予期しない有収水量の低下がありまして、約 4,000 数百万の赤字を残してしまった。しかし、今回、15% また値上げいたしました。これは、いわゆる水道の卸値が 8% 値上げしたわけです。卸値が 8% 値上げしてきたものを、残念ながら、今の水道企業会計において、それを飲み込むだけの余裕はなかったと私は思います。それをそのままもし継続するならば、また赤字が累積してしまうということで、15% の値上げをお願いした、こういういきさつでございます。それによって、現在、その値上げの幅を利用させていただいて、松部の田原橋から鶴原まで、その老朽管の布設替えを実行しているというのも事実でございます。

それと、この南房総地域の、とりわけ勝浦市の水道料金が高いということについては、私は市長に就任して、恐らく翌年だったと思います、当時の県の今泉企画部長、今、千葉テレビの社長をやってますけれども、この方とお会いして、ということは館山の市長、鴨川の市長、私、それから近隣の町村長を交えて陳情に参りまして、そのときに私は、千葉県において水道が県水と南房総企業団という、企業団の組織が県内南部地方にあるということは、これは同じ千葉県民として不公平である、これは一日も早く県水1本にすべきで、それが千葉県民として当然の負担である、こういう負担の過剰な地域においてこそ、北部の県水地域と比べて所得水準が低い。したがって負担が多いということは否めない事実。そういうことを見過ごしておいて、これで県政が運営支障なしと言えるのかどうか、そういう質問をさせてもらいました。そのときに部長は、向こう3年間待ってくれ、その間に県の水道体制の見直しをしたい、こういう答えが返ってきた。そして3年、待てど暮らせど返事はない。その間、やはり機会あるごとに私は南房総水道企業団の事務局に対しても、これは県水一本にすべきだと。そして、南房総地域のこの所得水準の少ない地域に、県北部の安い水道料金と同じ負担にしてならすべきだと。そういうことを言い続けてまいりましたし、この間の議会においても私は答弁させていただいた、企業長の席に座ってくれと。だけど私は断りました。それはなぜか。私は現在の南房総水道企業団の水道料金の設定には反対である。したがって、勝浦市においても、住民の皆様から高いというおしかりを受けながらやっているのは、その立場にある人間が、今度、翻って上げる立場で物を申すわけにはいかないということで、企業長の就任をお断りいたしました。そのように私たちは、上げて、この負担がいいとは思いませんけれども、できるだけ赤字を次の世代に残したくないという思いで取り組み、その中から少しでも施設改善に利用させていただきたい、そういう考えであります。したがって、議員が今ご質問で、鴨川の水道の問題を上げられましたけれども、その根底にある鴨川の水道課、あるいは水道局ですけれども、その体制と勝浦市の水道課の体制はまるで違います。残念ながら、私が申し上げるまでもなく、勝浦の水道課のあり方というものは、やはりこれは負担が過重するのは当然であって、先般も委託事業に若干振り替えて経費の軽減を図っているところであります。そのように我々は努力しながら、この勝浦市の水道事業というものを安定化し、そして安心して飲める水の供給を図りたいと常々考えております。

しかも、もう一つ言わせていただければ、勝浦の水道はまずかった、飲めなかった、そういう時期がありました。私も朝日の新聞記者に言われました。そのときに水道課の職員は、飲める水にしようということで、あの松部の貯水池をみんなでアオコを除き、ヘドロをくみ上げて、みずからの作業で、2年ぐらい続けてやった。それが功を奏したのか、だんだんと夏場の水が飲めるようになってきた。そういういきさつを経て、現在の水道事業はあるわけですので、私たちは上げるだけ上げて、市民に負担をかけて、それでよしとする考えは毛頭ないことをお答えとして申し上げます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君）お答えいたします。まず、第1点目の水質はどうかというところでございます。これ、成分的なものについてはちょっと資料がございませんので、人間の味覚の段階で申し上げたいと思います。私どもが受水している広域水道からの受水もございますけれども、それ以外につきましては河川水を使用しております。この河川水というのは、ご存じのとおり、雨が降れば濁る、また冬になれば渇水になると。そういう状況の中で、どれが一定かというのはちょっと

と申し上げにくいところでございますけれども、人によっては塩素のにおいが嫌いだとか、そういう中でおいしくないという方もおるかと思っておりますけれども、全体を通せば、今、市長が申し上げたように、昔よりは水質は向上しているものと思っております。

次に、受水世帯と受水量の関係でございますけれども、当初の質問の内容が聞かれているものと違うんじゃないかということでございますけれども、地区別の、例えば料金体系区分別、勝浦市は逦増料金制の段階別を使用しておりますので、使えば使うほどトータル的に料金高くなると、こういう料金体系でございますけれども、勝浦市全体の中での、これはことしの10月の実績でございますけれども、まず、基本料金エリアの方々、8立方メートルまでが勝浦は基本料金ですので、この割合が43.6%ございます。件数で 4,435件が基本料金範囲の支払者でございます。次に、9立方メートルから20立方メートル使っているところの割合ですけれども、これが26.6%、件数にいたしまして 2,703件でございます。次に、21立方メートルから50立方メートルまでの割合、これが24.7%、件数にいたしまして 2,509件でございます。51立方メートルを超えて 500立方メートルまで、これが 4.9%、件数で 493件でございます。501立方メートル以上ということで、これ以上の方の割合は 0.2%、件数に直しますと24件でございます。全体の件数が1万 164件でございます。

次に、水量割合の方を説明させていただきます。まず、基本水量段階の8立方メートルまでですけれども、これは 5.8%、使用水量で1万 2,099立方メートルです。次に、9立方メートルから20立方メートルまでを使用しているところでございますけれども、水量割合は18.1%、使用水量で3万 7,738立方メートルです。次に、21立方メートルから50立方メートルまでの使用水量割合ですけれども、これが一番多くて、36.9%。使用水量にいたしまして7万 7,070立方メートルです。次に、51立方メートルから 500立方メートルまで、これが水量割合で21.0%、使用水量で4万 3,716立方メートルです。次に、501立方メートル以上でございますけれども、水量割合で18.2%、使用水量で3万 7,990立方メートルでございます。これが平成18年度10月分の実績で、総量で20万 8,613立方メートルが10月の有収水量でございます。

次に、料金改定後の収益、水の需要という質問でございますけれども、先ほど1回目の答弁で市長が申し上げましたとおり、総量で2万 3,972立方メートル減少しております。この理由ということでございますけれども、私どもが料金改定を行ったときの基礎算定、このときが1年間で2万 6,000立方メートル程度はずっと減っていくだろうと、そういう予測のもとで資金計画を立てました。それと比べますとちょっと減り方が多いかなというふうに感じておりますけれども、ある程度はこれからは水は伸びないだろうと、そういう予測のもとで計画は立ててございます。この大きな理由でございますけれども、これは過去の料金改定以前の減少傾向とことしの傾向、さほど変わっておりません。やはり電化製品の節水型の普及、また少子高齢化、要するに若い人の人口が減りまして、老人世帯の割合がふえてきていると。そういうことで、どうしてもやっぱり若い人の方がお水は使いますし、お年寄りの人は節水することにはもう慣れてますので、いろんな、含めた中での傾向が今の結果じゃないかなと分析しております。

次に、漏水調査の今後のことですけれども、平成17年に浄水場の業務を一部委託しまして、それによりまして現在、うちの方で業務係の職員を1名ふやしております。それは漏水対策ばかりじゃないんですけれども、建設改良工事、要するに老朽管の改修工事等にどうしても職員が必要だということで増員しました。そういうことで、前年並みの調査回数しか行っていないのは実績で

おわかりだと思えるんですけれども、どうしても現場工事の立ち会い、また夜間の断水の立ち会い、そういうもろもろの業務内容からいたしまして、回数的には同じぐらいいは持っていけても、それ以上の、ふやして今後やるということにはちょっときついんじゃないかなというふうに考えております。

また、今後の漏水に対する考え方でございますけれども、市長の答弁で申し上げたとおり、ことしの今までの有収率等、いろいろ見ました中で、変化がない、もしくはそれ以上に落ちているということであれば、委託調査も考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えております。

それと、17年度の損益の確認ということでございますけれども、これは決算書にのっけてある数字でございますけれども、1,729万1,006円、これが最終的な純利益、17年分の純利益でございます。

次に、損益勘定留保資金の残はどのくらいあるのかということでございますけれども、これは18年6月、ことしの6月補正時点での直近の留保がでございますけれども、4,660万5,500円でございます。留保金がここまで落ちてしまうということは、逆に建設改良投資をしてはいけないと、そういう企業会計上の約束がございます。と申しますのは、ご存じのように3条予算は営業予算で、4条予算は投資予算であると。裏を返せば、もうかりもしないのに過大投資したらつぶれちゃうんじゃないかと、そういう意味合いでのやりとりの中での金額でございます。したがって、18年以降、これ、起債を借りてやるというのは、裏を返せば、仕事はやりたいけど、留保金がないのでできないという、いろいろな経済的な事情もありましたことから、起債借入れによる事業ということで行っております。

次に、固定資産に対して10%が手持ち現金の適正な数値じゃないかということでございますけれども、勝浦で申し上げますと、固定資産、約54億1,900万でございます。この中で現在の手持ち現金が3億3,250万円。割り返しますと6.1%が現金ということで、議員のおっしゃるような1割以下となっておりますので、これは低いものと見ております。

次に、国庫補助事業に関してでございますけれども、どうして3分の1の補助を受けられないのかということが1つございます。これは水道総合計画と申しますか、長期にわたっての計画が策定されて、それとあと資本単価とか、そういうものが採択基準に合致したときのみ採用ということになります。うちの方が今、受けておりますのは、老朽石綿セメント管の更新事業がでございます。何も受けないよりは受けられる方がいいことでありまして、これの適用の中で、補助対象額の4分の1が国庫ということで受けております。

次に、有収率の向上目標ということで、鴨川市さんも10年間で10%という目標を立てているそうでございますけれども、私どもも5か年計画の中で、今、73%ちょっとのものを10%アップの83%程度まで上げたいという目標のもとで建設改良を行っております。今年改良やっておりますので、来年すぐこの数値が変わるかといいますと、工期の終わるのが年度末でございますので、実際は1年おくれの結果待ちということになるかと思っておりますけど、今よりは上がるものと信じております。

次が、水道経営悪化の要因ということでありますけれども、勝浦の観光人口とか、時期的に人口のふえる地域というか、自治体と申しますか、そういうところにつきましては、多分、勝浦市と同じような傾向をたどっているものと思います。と申しますのは、水道事業は、たとえ1日でもピーク時の数値が出ましたら、それに合わせて施設建設をさせられてしまいます。うちの方の

1日当たりの最高水量から申し上げますと、過去においては1万6,000立方メートルが出たときがあります。でも、ことしなんかは1万3,000立方メートル。それだけでも3,000立方メートル減っております。そういう中でも、当時建てた施設は維持していかなくちゃいけないと。そういうことから経営の悪化につながっているものと思います。また、もう一つは、その都度、お水が足らなくて、継ぎはぎ継ぎはぎで増設してまいりました。それも一つの要因じゃないかなと思っております。

高料金対策における過去の取り組みでございますけれども、平成12年ですか、29.8%値上げする以前までは一部ございました。でも、29.8%上げたときから、公営企業の本当のやり方というのはどうなんだと、これは自分で経営するのが基本ですと。そういう中で、それ以降は一切いただいておりません。また、一般会計から繰り出される要件をまだ満たしておりません。そういうことから繰り入れはないということになっております。

次に、漏水調査の方法でございますけれども、鴨川市さんは成果主義でということが入ってましたけれども、これは非常に難しい問題じゃないかなと思います。と申しますのは、回っても回ってもどうしてもわからないものって出てきますので、こういう契約ができればすごくいいかなと思いますけれども、実際にはちょっときついかなという気がします。

あと、先ほどの話とダブりますけれど、次年度の予算化についてはどうかということでございますけれども、先ほどの答弁のとおり、検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君）次に、守沢観光商工課長。

○観光商工課長（守沢孝彦君）それでは、お答え申し上げます。第1点目の海中公園センターの民間等によるノウハウの活用ということで、委託等が考えられるのではないかというふうな質問でございますけれども、海中公園センターは県、そして漁協、市の3団体で構成されておりますので、また委託等につきましては、それぞれの意見があると考えますので、今後におきましては、県、そして漁協、市ということで検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、八幡岬公園の遊具の整備の時期についてでございますけれども、決算委員会においても議員質問の中で答弁いたしましたとおり、新年度予算で要求してまいりたいというふうに考えておりますので、先ほど来のDCキャンペーンには間に合わないというふうに考えますので、ご了承願いますようお願い申し上げます。

次に、旧鳴海荘跡地公園の展望台の設置の件でございますけれども、まず第1段階としては、快適な駐車場の整備と。それと、第2段階ですけれども、これは将来的になると思いますけれども、観光客の休憩所としての東屋の設置や美化整備、そして展望台等についても視野に入れまして検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、観光ボランティアの企画実行の市民参加についてということでございますけれども、各イベントの回数につきましても、まだ浅く、現在は一般ボランティア、そして市の職員によるボランティア、そして実行委員会によるボランティアで行っております。また、ボランティアの企画、実行までの件につきましては、今後におきまして実行委員会等がございまして、今後、提案してまいりまして検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。ホームページの関連でございますけれども、ホームページにつきましては、8月とか7月の夏のシーズン、あるいは2月、3月のビッグひなまつ

りのところが非常に利用が多いと。観光的に使われていることが多いというふうに分けておりま
す。これまでも観光商工課と情報関係について、さらに高めようということで協議をしてまいり
ましたけれども、今後も引き続きまして観光商工課といろいろな面でホームページの拡充につき
まして協議をし、改善していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1 番（土屋 元君）あと1分でございますので、提言だけで。藤平市長さん、それこそ南水企業
団の値下げ交渉とか、そういうリーダーになって、関係市町村をまとめてやっていただきたいと。

水道課長さんには、漏水については本当に真剣に取り組んで、むだな水をなくして、水道料金
が値下げできるようにということであります。

それから、観光振興については、先ほどビッグひなまつりやって、周りの市町村が喜んでいる
と。というのは、イチゴ狩りだ、あるいはレストランだと。だから、勝浦市内にイチゴ園もでき
る、あるいはレストランもできる、そういった広域体制が必要じゃないかなということござい
ます。ぜひ産業、学校、それから官民の連携の中で、新しいまちづくり、抜本的な対策が必要だ
ということもありますので、近隣のまちに負けない強いまちづくりをお願い申し上げ、質問を終
わります。ありがとうございました。

○議長（水野正美君）続きまして、渡辺玄正議員の登壇を許します。渡辺玄正議員。

〔9 番 渡辺玄正君登壇〕

○9 番（渡辺玄正君）皆さん大変お疲れのことと存じますが、通告に従いまして質問をさせてい
たします。よろしくお願いいたします。

昨今、少子高齢化傾向の社会情勢の中で、特に高齢者の福祉増強政策は大変重要な課題であり
ます。特に高齢者の介護支援、療養看護支援初め、独居老人、寝たきり老人支援等々、さまざま
な支援政策があります。国を初め、各自治体も真剣に取り組んでいるわけですが、このことは国
民、市民が安全と安心した日常生活を過ごしてもらうため、重要な課題であるということは言う
までもありません。しかし、当市にありまして、安全と安心した日常生活を過ごすにはほど遠い、
命にかかわる危険と同居しながら生活を強いられている方が存在いたします。

そこで質問させていただきます。日常生活にあって危険と同居生活を余儀なくされている方は、
当市の守谷区 793の2 番地に居住する、現在、ご主人が85歳になる高齢者の寺尾繁夫様の家族で
あります。寺尾繁夫さんは、そのお父さんである故長吉さんの代から住んでおりまして、その後
継者でありますから、2代にわたって当所に居住しているわけでございます。

かつては隣に市原勝様の家族が居住しておりました。この方は平成3年に長年住みなれた地を
やむなく移住いたしました。その以前には、故小関大三郎様のお宅、また高梨宅があり、居住し
ておりましたが、現在は移住されています。この寺尾家、市原家、小関家、高梨家の居住してい
た 793の2 番地、また隣の 794の1 番、796の1 番は、分断された形でJR外房線が通っており
ます。この場所は、守谷海岸に渡り島という島がありますが、ほぼその正面に向かい合っている
場所で、国道 128号線と平行して外房線が通っている場所です。寺尾家宅初め、さきの3軒も外
房線の山側にあるわけで、道路と宅地の間に外房線が通り、道路に出る生活道も現在ありません。

このことは、昭和2年3月、勝浦上総興津間に開通した当時の国鉄、今ではＪＲです、この軌道を通すときは、地所提供者の条件として、生活道として約２メートル幅ほどの踏切を設置してくれていましたが、昭和52、53年のころより、50年経過しましたら、ＪＲは一方的にその踏切を撤去してしまいました。しかも防護柵も設置されまして、寺尾家宅、市原家宅は裏手が山であり、道路に出る道が完全に閉ざされてしまったわけです。両家は仕方なく、防護柵の横木を鋸で切って、狭いところを横断、危険極まりない日常生活が始まったわけです。

当時は勝浦保線区があり、生活道の確保のため、前向きに検討されていたということですが、保線区が大網に移り、今ではＪＲ東日本千葉支社の用地管理課等にかかわってしまい、人もかわってしまい、この話が一向に前進しないわけです。

市民がひとしく受ける安全と安心した生活を過ごすことができるように、この人為的な要因による環境を一日も早く改善すべく、市当局といたしましても最善を尽くし、生活道の確保のため、ＪＲ当局とともに火急なる対策を講ずべきと考えますが、市長のお考え、ご答弁をいただきたいと存じます。

以上、第１回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの渡辺議員の一般質問に対しお答えいたします。

ＪＲ鉄道敷の横断閉鎖による日常生活の保護対策についてのご質問であります。外房線は昭和2年2月に旧国鉄により建設され、その後、東日本旅客鉄道株式会社に引き継がれ、現在に至っております。問題の守谷地先、寺尾さん宅前ＪＲ線路の横断利用につきましては、昭和45年ごろ、旧国鉄が安全面から閉鎖して、住宅へ入れないので、住宅まで側道を設置し、人が通れる道を鉄道用地内につくってほしいとの要望であります。ＪＲとしては、開設当時の鉄道建設に際しては、用地買収を行い、諸条件は解決していると考えており、また、新たな踏切設置は安全運行上無理があり、できないようであります。

しかしながら、開設当時、建物があり、人が居住していたことが証明できれば、ＪＲとしても対応を検討しなければならないと考えており、先般、市へ過去の調査の依頼がありました。現在、市において調査を行っているところでありますが、引き続き調査を進め、ＪＲと協議してまいりたいと考えております。

以上で渡辺議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。渡辺玄正議員。

○9番（渡辺玄正君）ＪＲといたしましては、踏切を新たにつくるということは困難だということですが、線路を横断するに当たりましては、ＪＲさんは使用することは認めているわけですが。かつて小さい踏切がありましたときには、カーブにもなっておりますが、気をつけて渡っていたわけですが、その踏切をとってしまった現在、昔の丸い砂利と違って、角張った砂利が積まれている。そこを気をつけて、注意してお渡りくださいということを認めているわけですが。寺尾さんばかりじゃなく、回覧板を持った近所の方々も、また用事のある方々もそのようにして通っておるわけですが。その寺尾さんが昨年、転んだんですね。寺尾家は電車の時刻表等を見ながら気をつけて渡っているんでしょうけれども、電車が来たならば、お年を取ってきましてから大変なことだなということで、改めて中断しているお話を何とかしてほし

いという申し込みをしているわけですが、この原因をつくっているのはＪＲさんであって、当時、生活道としての小さな踏切を一応認めていただいて、50年間も設置してくれていたものを、それをとってしまって、なおさら危険になる。危険になったところを通ってもよろしいですと。これはどう見ても理解に苦しんでおります。最近、この寺尾さんが、家族の方が、足元がおぼつかないから出ちゃだめだということで、いわゆる座敷牢みたいに閉じ込められていたわけですが、この6月にちよいと外に出ましたところが、倒れまして、軽い脳梗塞を起こして、現在、入院中でございます。ストレス等の関係した脳梗塞の軽いものかどうか、これは因果関係は私には断定することはできませんけれども、いずれにいたしましても、現在、そういう状況になりました。そして、最近では、息子さんが何とか車いすが入れるようにしてもらわなきゃ困っちゃうなということを家庭内で嘆いているそうでございます。そういう現状、これはどう見ても、因果関係をつくっているのはＪＲの踏切撤去をしてしまったことから始まっております。それから、ＪＲさんの用地が、線に沿った裏側から横の方に出る用地がなければ別ですけれども、1メートル50か、無理すれば2メートルぐらいの生活道をとることができる用地が、ほんの1メートル50ぐらいの土手なんですけれども、とれる用地があるわけでございます。これ、用地も何もなければ仕方ないんですけれども、そういう用地があるわけでございますから、どうか市当局といたしましても、寺尾家にかわって、寺尾さんの家庭にかわって、ひとつＪＲさんに強力にご協力を求める方策をぜひとっていただきたいわけでございます。

その点について、ＪＲさんがかつて昔、そこに住んでいたということがわかればということでございますけれども、現在はおりませんが、小関家の小関大三郎さんという方が鉄道が敷かれる前から住んでおりました。この方は、正規のお酒なのか、どぶろくなのかわかりませんが、本人も酒が好きな方で、そういったお酒を買って売っていた方がいらっしゃるという証言も得ているわけで、いわゆる状況といたしましても、私は地元といたしまして、ＪＲが敷かれる前から人が居住されていたということが言われるわけでございます。その点について、いま一度、危険と同居しているような状況でございますし、現在、車いすになりそうなことで入院されている家庭でございますから、私は精神的にはたまに電話をかけて、いかがですかということでお尋ねしたりしておりますけれども、これはどう見ても寺尾家にとっては物理的な解決をしてあげないと、精神的にいやすことができない、安全と安心した生活がこの家庭にはもたせられないのではないかと思いますので、市長さん初め、執行部当局におかれましては、ＪＲさんに強力に、火急にお話を進めていただきたいと思います。いま一度、その辺、ご答弁をお願いいたします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えを申し上げます。ご質問のありました外房線の守谷地先におきます関係でございますが、本年の10月にＪＲの担当者の方が市に参りまして、過去の状況について、市内部の公簿による内容が調べられませんかということでお願いがありました。私の方も、その前に渡辺議員からも何回か情報をいただいておりますので、調査は進めておったわけですが、この土地を所有権移転しましたのが大正13年の7月20日が1筆、もう1筆が大正15年9月1日にＪＲの方に所有権移転をしております。このときの状況については、先ほど市長も答弁申し上げましたが、ＪＲとしては対応は済んでいたと今まで考えていたということでありました。また、踏切といえますか、通路関係であります、ＪＲの踏切台帳、また廃止踏切の一覧では、ＪＲ内部では、その場所の確認ができないという状況も確認をいたしております。

そこで私の方も、大正13年から昭和2年にかけて、ここに建物や住居者がいたかどうかということで調査をこの10月から進めたところではありますが、お話のありました寺尾長吉さんにおかれましては、守谷 793番地の2に昭和5年4月1日に住民登録がされたことが確認をされております。

本部分については、会議終了後、発言取り消しの申し出があり、12月7日の本会議において、これを許可したため、会議録より削除した。

J Rといたしましても、この問題を解決すべく、市と協力を現在進めているわけでございます。また、この協議につきましても、今月の12日にJ Rが来庁いたしますので、それまでに私の方で調べた内容を整理し、J R千葉支社に提供し、J R内部でこの案件の検討を進めてもらいたいというふうに考えているところであります。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質問ありませんか。渡辺玄正議員。

○9番（渡辺玄正君）高齢になられた寺尾家の家族の方々、本当にお気の毒な生活をしているわけでございます。その前に、平成3年、市原家は、そこに長年いましたから、そこで新しい家を建て直そうかと思ったんですけれども、そういうわけですから、建築許可等がとれないために、待てないということで、ほかに地所を買って移転されたわけでございます。寺尾家にあられましては、年金生活、息子さんが1人おりますので、今現在では3人で生活をしているわけでございますけれども、父親が療養生活に入りましたので、なかなか施設にも入ることもできませんので、せめて車いすが入るような手だてを早くしてくれないと困ってしまうということで、この窮状は本当に見ていられないような状態でございます。J Rといたしましては、市原さんのように逃げ出してくれればいいなんていう思いはないかと思えますけれども、市民の生活道の問題であるならば、市が真剣さをもって当たらないと、J Rも響かないんじゃないかと。当時住んでいたとか住んでいないとかということは問題なく、50年近く小さい踏切があったことは事実でございます。あの土地の周りの方はみんなそこを利用したりして、近道的に使ったりしておりましたから、事実でございます。それがある日突然、鉄道の方針だということでとられてしまって、そこに防護柵までやられてしまったというようなことでございまして、本当に人間として扱ってもらっているのかどうかと疑うような状況が続いてきたわけでございます。若いうちは自転車を担いで何とかそこを渡ったりしておりましたけれども、最近ではご高齢になりましたので、それも不可能になり、なおさら生活に不便を感じてしまっておるわけでございます。私も図面等、いろいろ見ましたら、軌道の側溝のわきに1メートル50から2メートルぐらいの生活道路をつくろうと思えばつくれる状況にございますので、ひとつ、この市民の苦境になっておる方のお気持ちになって、市がJ Rに対処していただきたい。私もJ Rの担当者にも聞いてみたんですけれども、生活道ということよりは、市民生活の一環じゃないですか、市の方はあんまり熱がありませんねなんていうようなことを言われまして、ぎゃふんとしたんですけれども、これは定かじゃありませんが、そういうことのないように、一市民であるけれども、ご高齢の方を抱えたご家庭でございます。

何度も申し上げますが、ＪＲの生活道としてとる余裕が、軌道のわき、とれるわけでございまして、そんなに長い距離じゃありません。15メートルか20メートル弱だと思います。そして、土手もそんなに高い土手じゃなくて、1メートル70か80の土手ですから、そんなに経費もかかるわけでもございませんので、袋地所になってしまったかわいそうなお家庭に、ぜひとも強力にひとつ手を差し伸べていただきたいと思います。強力なご要望というか、お願いをいたしまして私の質問を終わります。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えをいたします。寺尾さん宅に通ずる間にはＪＲ用地がございます。その用地の活用については、ＪＲで決定することになると思いますが、今までの過程を踏まえて、私の方もＪＲに要望してまいりたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君）これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明12月7日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時11分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問